第2章 ラオスにおけるビジネス関連法令の運用の実態

本調査において対象となるビジネス関連法令は、民法典、企業法、知的財産法、投資奨励 法、ビジネス競争法、証券取引法、電子商取引法及び消費者保護法の8つの法律である。以 下、各法律において、順に、①法律の概要・所管官庁、②下位法令・ガイドライン・解釈指 針等、③運用の実態の調査結果について報告する。

第1 民法典

1 法律の概要・所管官庁

民法典(2018 年第 109 号/国民議会)は、全 9 編、630 か条からなり、2018 年 12 月 6 日に成立、2019 年 1 月 18 日に公布、2020 年 5 月 27 日に施行された 16 。所管官庁は、司法省(Ministry of Justice)である 17 。

(1) 見出し

第1編 総則

第1章 目的及び民法典適用の範囲(第1条-第7条)

第2章 民法典における基本原則(第8条-第14条)

第3章 法律行為(第15条-第30条)

第4章 代理(第31条-第42条)

第5章 期間 (第43条-第48条)

第6章 時効

A 時効 (第49条-第56条)

B 時効の計算(第57条-第58条)

C 時効の停止、中断及び終了(第59条-第62条)

第2編 人及び法人

¹⁶ 法文の邦訳について、JICA ラオス六法・前掲注 12 参照。なお、公布に係る国家主席令の文面上、2019 年 1 月 18 日が公布日となっているが、実際に発布されたのは 2020 年 3 月末ころである。その後、同年 5 月 11 日に官報掲載がされ、同月 27 日に施行されている。このように公布の日付を遡及させる運用はラオスにおいてしばしばみられる。入江「民法典の立法過程」前掲注 4(68 頁) 参照。

¹⁷ 司法省ホームページ<https://www.moj.gov.la/lo>(2024年2月28日最終閲覧)。

第1章 人

- A 人の権利能力(第63条-第64条)
- B 人格権(第65条-第66条)
- C 人の行為能力(第67条-第77条)
- D 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見(第78条-第84条)
- E 住所 (第85条-第91条)
- F 失踪及び裁判所の判決による死亡 (第92条-第101条)

第2章 法人

- A 一般原則 (第 102 条 第 120 条)
- B 協会 (第121条-第129条)
- C 財団 (第130条-第136条)

第3編 家族

- 第1章 一般原則(第137条-第144条)
- 第2章 婚約及び婚姻申込 (第145条-第149条)

第3章 婚姻

- A 婚姻の要件及びルール (第150条-第153条)
- B 外国に関係する婚姻(第154条-第157条)
- C 無効な婚姻 (第 158 条-第 160 条)
- 第4章 夫婦間の関係 (第161条-第165条)
- 第5章 夫婦の財産 (第166条-第169条)
- 第6章 夫婦の終了 (第170条-第193条)
 - A 離婚 (第171条-第182条)
 - B 外国に関係する離婚(第183条-第187条)
 - C 死亡(第188条-第190条)
 - D 夫婦関係終了の効果及びよりもどし(第191条-第193条)

第7章 父母と子の関係

- A 実子(第194条-第198条)
- B 養子 (第199条-第206条)
- C 外国籍の者による養子縁組(第207条-第212条)
- D 継子 (第 213 条-第 214 条)
- 第8章 父母及び子の権利及び義務(第215条-第221条)
- 第9章 未成年後見人の選任 (第222条-第226条)
- 第4編 物、所有権及び物に対するその他の権利
 - 第1章 物 (第227条-第234条)
 - 第2章 占有(第235条-第248条)

- 第3章 所有権 (第249条-第260条)
 - A 占有権(第251条-第253条)
 - B 使用権(第254条-第256条)
 - C 収益権(第257条)
 - D 処分権(第258条-第260条)
- 第4章 所有権の形態(第261条-第279条)
 - A 国家所有権(第262条-第267条)
 - B 集団所有権(第268条-第271条)
 - C 自営所有権(第272条-第273条)
 - D 民間所有権 (第 274 条 第 279 条)
- 第5章 共同所有権(第280条-第291条)
- 第6章 所有権の取得(第292条-第314条)
- 第7章 所有権の終了 (第315条-第319条)
- 第8章 所有権の使用範囲(第320条-第332条)
- 第9章 所有権の保護(第333条-第338条)
- 第10章 地役権 (第339条-第349条)
- 第11章 地上権(第350条-第361条)

第5編 契約内債務

- 第1章 一般原則 (第362条-第363条)
- 第2章 契約の締結(第364条-第375条)
- 第3章 無効契約 (第376条-第377条)
- 第4章 契約の履行(第378条-第387条)
- 第5章 契約の履行を確保する措置(第388条-第390条)
- 第6章 契約不履行 (第391条-第397条)
- 第7章 契約の変更・解除及び終了 (第398条-第400条)
- 第8章 債権者及び債務者の変更(第401条-第403条)
- 第9章 第三者への契約の効力 (第404条-第405条)
- 第10章 契約の種類
 - A 売買契約 (第 406 条-第 410 条)
 - B 交換契約 (第 411 条 第 413 条)
 - C サオスー契約 (第414条-第417条)
 - D 贈与契約 (第 418 条 第 423 条)
 - E 負担付贈与契約 (第424条-第426条)
 - F 買戻特約付売買契約 (第 427 条 第 429 条)
 - G 消費貸借契約(第 430 条 第 431 条)

- H 使用貸借契約 (第 432 条 第 433 条)
- I 賃貸借契約(第434条-第438条)
- J コンセッション契約 (第439条-第440条)
- K 寄託契約 (第 441 条 第 445 条)
- L 委任契約 (第 446 条 第 448 条)
- M サービス契約 (第449条-第452条)
- N 建築請負契約 (第 453 条-第 456 条)
- O 雇用契約 (第 457 条 第 459 条)
- P 運送契約 (第 460 条 第 464 条)
- Q 保険契約 (第 465 条 第 466 条)
- R パートナーシップ契約 (第 467 条 第 469 条)

第6編 契約外債務

- 第1章 一般原則 (第470条-第471条)
- 第2章不法行為(第472条-第495条)
 - A 自らの行為による不法行為の責任(第482条-第485条)
 - B 自らの管理下にある別の人の不法行為から、動物から又は物から生じる責任 (第 486 条 - 第 495 条)
- 第3章 他人に代わってする仕事(事務管理) (第496条-第500条)
- 第4章 権利のない物又は利益の受領(不当利得)(第501条-第509条)

第7編 担保

- 第1章 一般原則 (第510条-第517条)
- 第2章 法律による担保 (第518条-第519条)
- 第3章 契約による担保 (第520条-第561条)
 - A 質(第526条-第545条)
 - A1 動産による質(第528条-第534条)
 - A2 不動産による質(第535条-第539条)
 - A3 権利による質(第540条-第545条)
 - B 抵当 (第546条-第555条)
 - B1 不動産による抵当 (第548条-第551条)
 - B2 動産による抵当 (第552条-第555条)
 - C 他の人又は法人による担保(保証) (第556条-第561条)
- 第4章 担保登記 (第562条-第564条)

第8編 相続

- 第1章 相続の原則(第565条-第571条)
- 第2章 法律による相続(第572条-第589条)

- 第3章 遺言による相続(第590条-第605条)
- 第4章 遺産の承継、放棄、相続権の喪失
 - A 遺産の承継及び放棄(第606条-第614条)
 - B 相続権の喪失(第615条-第619条)
- 第5章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任
 - A 遺産の管理(第620条-第624条)
 - B 遺産所有者の負債に対する相続人の責任(第625条-第628条)
- 第 9 編 最終条項 (第 629 条 第 630 条)

(2) 概要18

民法典は、制定までに存在していた契約内外債務法(2008年)、家族法(2008年)、所有権法(1990年)、相続法(2008年)などの個別制定法の規定を基本的に踏襲しつつ、体系的な整理の観点、土地利用の促進の観点、経済変化に対応し取引を促進する観点、国際標準の導入等の観点から、新しい規定を設ける形で編纂されたものである。個別制定法は、その制定経緯から、フランス法的要素、社会主義的要素、英米法的要素、国際取引法の要素の混合的性格を有するとされている。

2012年6月に民法典起草委員会が任命されるとともに、JICA 法整備支援プロジェクトの支援を得て起草作業が進められた。ベトナム民法典等の起草過程と比較すると、意見聴取に時間をかけてラオス人自らの手で試行錯誤を繰り返して起草されたという点で、プロセスを重視した民主的な民法典であると評価される。

日本を含む諸外国の民法典と比較すると、630 か条という簡潔な条文構成となっているが、第2編の人及び法人に続いて第3編に家族を置く点で、権利の主体・客体・変動と展開されるインスティトゥティオネス体系(代表例として、フランス民法典)の特色を持ちつつも、法律行為を含む総則を第1編に置き、第4編の物に関する権利と第5編・第6編の契約及び契約外から発生する権利を区別している点で、パンデクテン体系(代表例として、ドイツ民法典、日本民法典)の要素を導入しており、両体系を融合したものと評価される。

まず、体系的な整理という観点から、総則(第1編)が「人及び法人」の編(第2編) とは離れて置かれ、法律行為(民法典第15条)という新たな概念を導入した。法律行為 は、民法典第15条において、「法律行為とは、人、法人及び組織の任意の意思表示による 行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである。」と定義され、第

_

¹⁸ 詳細は、松尾弘「ラオス民法典の編纂―その特色と動態―」ICD NEWS 第 84 号(法務省法務総合研究所、2020 年 9 月)、入江克典「ラオス民法典の概要(総論)」ICD NEWS 第 79 号(法務省法務総合研究所、2019 年 6 月)、同「ラオス民法典の概要(各論)」ICD NEWS 第 80 号(法務省法務総合研究所、2019 年 9 月)。

16条以下において法律行為の種類、要件、有効・無効、条件・期限等が規定されている。 また、代理(第31条以下)についても新たな概念であり、表見代理に関する規定も置かれ ている(第40条第2項、第41条第2項)。時効についても手続法的な規定しか存在しな かったものを実体法的に整理した。

第2編の「人及び法人」では、「人」の章(第1章)にて、権利能力、人格権、行為能力、後見、住所及び失踪等が規定され、「法人」の章(第2章)にて、一般原則のほか協会及び財団が規定される。権利能力や行為能力といった概念が新たに整理された。

家族編(第3編)は、相続編(第8編)と切り離して前半に置かれている点で特徴的であり、ラオスにおける家族制度の尊重の精神が反映されている。村及び村長の存在を前提とした制度が民法典でも維持されており、例えば、任意離婚に際して夫婦は離婚申請書を居住する村の村長に提出するが、村長は夫婦に対し仲直りするよう促し説得する義務がある(第174条)。

「物、所有権及び物に対するその他の権利」の編(第4編)は、債権に関する編(契約内債務〔第5編〕及び契約外債務〔第6編〕)と区分けされ、パンデクテン体系の要素を含むものであるが、「物権」という概念を用いて整理されているものではない。新たに「占有」と概念が導入され、直接占有・間接占有、善意占有・悪意占有等、占有の概念を整理されるとともに(第235条)、平穏・公然・継続占有に関する推定規定(第239条)等が新設された。また、土地利用促進の観点から、地上権及び地役権の制度が導入されたが、後述のとおり土地登記制度の運用が開始しないとこれらの制度は画餅に帰すことになる。

第5編(契約内債務)は、第1章から第9章までの契約総論部分と、第10章の契約各論部分に分けることができる。契約総論(第1章から第9章)においては、免除(第384条)、相殺(第385条)、手付(第389条)、詐害行為取消権(第397条)、契約上の地位の移転(第403条:全ての権利及び義務の移転)等、新たな制度が一部導入された。契約各論(第10章)のうち、サオスー契約(第414条)とは、物の使用の対価として代金を一定回数支払った後に所有権を取得する旨契約するものである。「賃貸する」を意味する「サオ」と「買う」を意味する「スー」からの造語でタイ法にも存在し、一般にhire-purchase と英訳されている。また、委任契約(第446条)、サービス契約(第449条)及び建築請負契約(第453条)の関係につき、民法典起草委員会における議論によれば、委任契約は、代理権付与に係る契約のみを指し、建築請負契約は、文字通り建築物の建築請負に係る契約のみを指し、サービス契約は、委任契約及び建築請負契約に含まれない、通常の委任(準委任)・請負を含む契約類型であると考えられる。

第6編(契約外債務)は、「不法行為」(第2章)、「事務管理」(第3章「他人に代わって行う仕事」)及び「不当利得」(第4章「権利のない物又は利益の受領」)の概念

を整理し、それに伴い新たな規定が導入された。不法行為における「損害」の概念の整理 及び損害額の計算に係る裁判実務上の取扱いの整理が課題とされている。

第7編(担保)は、2か条のみの「法律による担保」(第2章)にて先取特権に当たる優先権を規定し、「契約による担保」(第3章)にて、①質と抵当による物的担保と②人的保証を規定している。留置権に当たる規定は存在せず、譲渡担保に当たる規定も存在しない。不動産(土地)に関する質又は抵当の登録は天然資源環境省所管の土地管理局にて行い(第562条)、土地登記簿の裏面に付記する形で実施する。日本民法にはない動産抵当(第552条以下)は、所有権登記がある動産であることが要件となっており(第553条第5号)、車やバイクでの活用が想定される。動産に関する抵当の登録は財務省所管の事務所にて実施する(第562条)。一つの物に対して複数の担保権を設定するための規定も設けられたが(第523条、第524条)、後述のとおりその運用には困難さを残している。

第8編(相続)は、第1章「相続の原則」において、被相続人に属した権利義務を「遺産」とすること(第565条)、相続には法定相続と遺言相続の2種類があること(第571条)などが規定されている。第2章「法律による相続(法定相続)」において、相続人に養子縁組をしていない連れ子(継子)や胎児を含むこと(第574条第1号)、被相続人の婚前財産と婚姻財産とで相続による分配原理を分けていること(第576条-第578条、第580条)、家長及び使用人間の相続が発生しうること(第583条第1項第2項)などが規定されている。第3章「遺言による相続」において、「遺言の種類」として書面遺言と緊急時の口頭遺言の2種類があること(第593条、第594条、第596条)、遺言による財産処分の制約があること(第592条)などが規定されている。第4章「遺産の承継、放棄、相続権喪失」において、遺産分割(第606条)、遺産分割や遺産承継、遺産放棄等に関する相続人の権利(第608条-第614条)、裁判所の判決、法律又は遺言等による相続権の喪失(第615条以下)が規定されている。第5章「遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任」において、遺産管理人(第620条-第624条)の規定、裁判所による遺産分割が行われる場合の規定(第628条)等がある。

第9編(最終規定)は、第629条「執行機関」と第630条「発効」の2か条のみである。第630条第1項は、国家主席令の発布から1年(365日)が経過した後に民法典が発効することを規定している。同条第2項は、民法典発効前においては、法律で定めがある場合を除き、その法律行為が成立した当時の関係法が適用される旨規定している。後述のとおり、この規定に関連して、裁判実務が若干混乱しているようである。同条第3項は、民法典は、「契約内外債務法、家族法、所有権法、相続法及びその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える」旨規定している。同条第3項に関して、国民議会審議時の民法典草案には、「相続法」の前に「担保取引法」との文言が入っていたが、国民議会通過後、民法典施行までの間に同文言が削除され、担保取引法の効力が残存することとなった。

2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

民法典における関連法令として、2018 年 12 月の国民議会審議において、民法典草案の審議 資料の一つとして提出された草案関連法令の一覧が参考になる¹⁹。憲法、刑法典、民事訴訟法 のほか、民法典成立により効力が消滅した所有権法、家族法、相続法などを含む幅広いリストであるが、民法典に特に関連のある法令は、以下のとおりである。本調査実施時点において民法典施行以降も特に状況の変化はない²⁰。なお、公式のガイドライン等は存在しないが、JICA 法整備支援プロジェクトの支援により司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学等の民法典起草委員会を中心としたメンバーにより作成された「民法典逐条解説書」が出版されており、実務における解釈指針となることが期待されている。

- ① 担保取引法(2005年第29号/国民議会)
- ② 担保取引法実施に関する首相令(2011年第178号/首相)
- ③ 土地法(2019年第70号/国民議会)
- ④ 土地登記に関する首相府国家土地管理庁規則(2007年第500号/首相)
- ⑤ 家族登録法 (2018 年第 85 号/国民議会)

担保取引法については、前述のとおり、民法典起草過程においては、民法典が効力を引継ぎ、担保取引法の効力は消滅するとの前提で条文が構成されており(第 630 条第 3 項)、国民議会でもそれを前提とする草案が承認されたが、それ以降、民法典が施行する 2023 年 5 月 27 日までの間に状況が変化し、担保取引法が維持されることとなった²¹。このように、ラオスにおける立法過程においては、国民議会において法案が通過した後、国家主席令発布及び施行までの間に、議論が再燃するなどして、条文に修正が加えられることがある。

担保取引法実施に関する首相令は、国際金融公社(International Finance Corporation: IFC)が全面的に起草に関与してできた首相令であり、アメリカ統一商事法典(Uniform Commercial Code: UCC)や国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL)のモデル法等をベースに起草されたものである。IFC は、民法典の起草過程において、民法典成立により担保取引法及び同首相令の効力が消滅することに強固に反対

¹⁹ 入江「民法典の立法過程」前掲注 4(別紙 8)参照。

²⁰ 2023 年 7 月 JICA ラオス法整備支援プロジェクトより聴取。司法省より聴取 (別冊 1 第 2-4 の 1) 。

²¹ 入江「民法典の立法過程」前掲注4(70頁)。

しており²²、民法典成立後に担保取引法の効力が残存することになった一つの契機になったのではないかと推測される。

土地法に関しては、旧 2003 年法からの改正により外資による国有地開発が活発になる制度的基盤ができたと評価されている。すなわち、社会主義体制を採用するラオスにおいて、土地は国家の所有物であり(憲法第3条)、ラオス国民は土地使用権を取得できるのみであるところ、旧土地法下において、外国人は土地使用権の取得すら認められなかった。もっとも、2019 年に成立した土地法の下では、外国人は、国家が所有している特定の土地について、50 年に限り、コンドミニアム開発等の目的を有する場合は、ラオス人と同様の土地使用権を取得できるとされ(土地法第123条)、関係機関への通知により、外国人は、同使用権の譲渡も担保設定も賃貸借も相続もできる(同第124条8号)こととされた。そのほか、国家からの土地の賃借の存続期間が30年から50年に延長されるなど(同第120条)、外資による土地利用に対する制限が緩和されている。

土地登記に関する首相府国家土地管理庁規則は、土地登記手続に係る実務手続に関して規律した土地法下位規則であり、民法典及び新しい土地法施行に伴い、手続が改められるべきであるが、現在土地登記に関して所管する天然資源環境省は、規則の改正の必要性について認識しているものの、未だ着手できていないようである²³。

3 運用の実態

前述のとおり、民法典起草時の構想と異なり、民法典施行後も担保取引法の効力が残存することとなった関係で、民法典と担保取引法の規定に抵触が生じており、実務における混乱が生じていると思われる。この点は、司法省においても、民法典と担保取引法の適用関係の整理が必須であると認識している(別冊1第2-4(1))。担保法制との関係では、民法典において新たに一つの物に対して複数の担保権が設定される場合の規定が設けられた(第523条)。ラオスにおいては、担保設定に際して(土地等の)権利証や物自体を銀行等の債権者に預けることで借入れを行うという実務が長らく存在しており、担保物の価値を有効活用できていないと指摘されていた。これを受け、民法典草案では容易に複数担保の設定を実施できる規定となっていたが、国民議会などの指示で、現在の民法典の法文のような複雑な要件

²² IFC は、世界銀行が策定したビジネス環境指標である Doing Business のランキングとスコアが下がることを 理由に民法典の起草に影響を及ぼした。この問題点を論じたものに、Katsunori Irie, *The Reform for Secured Transactions Regime with the Doing Business Indicator: A Case of Laos*,

https://www.degruyter.com/document/doi/10.1515/ldr-2022-0105/html>, accessed on February 28, 2024, Law and Development Review (2022).

²³ 司法省及び JICA ラオス法整備支援プロジェクトより聴取(2023年7月)。

を要求する規定に修正を迫られ、この形で民法典は成立した。現在も事実上一つの物に対する複数担保の設定は難しいものとなっている²⁴。

また、民法典の運用のためには土地登記実務が民法典に従い実施されることが必要であるが、前述のとおり、天然資源環境省が所管する土地登記に関する規則の改正はまだ着手されていないようである(別冊1第2-4(1))。新しい民法典には、地上権や地役権といった新しい制度が導入されていることに加えて、(上述の担保取引法との関係でも問題となるところであるが)抵当や質といった区別も新しく設けられたところであるので、同規則が改正されなければ、各県の天然資源環境局における土地登記実務が民法典に従って行われない状態が継続することとなる。また、民法典は、郡レベルの天然資源環境事務所において登記手続実務が行われるものを前提とした規定としているが(民法典第562条参照)、天然資源環境省及び土地法制は、設備や人材が整備されていない郡レベルでの登記実務は難しいとして、都県レベルでの対応を求めている。よって、各都県の地方に在住する者も、登記具備のためには都県庁の所在地まで出向かなければならず煩雑ではあるが、世界銀行によりオンライン申請も可能となる見通しのようである(別冊1第2-4(1))。

さらに、裁判所における民法典の適用についても、未だ問題が顕在化していないようであるが、民法典制定前の個別法(所有権法、契約内外債務法、相続法、家族法等)を適用すべき事案なのか、民法典を適用すべき事案なのかの整理ができていないケースがあったようである(民法典第630条第2項は、「この法典の効力が発生する前に成立し権利及び義務を発生させた法律行為について、その関係法の規定が適用される。但し、法律で特別の定めがある場合はこの限りでない」と明確に規定している)。地方も含めて裁判所全体で民法典に関する理解を含めて統一的に運用を実施していくには、まだ時間がかかるようである(別冊1第2-4(2)、第6-5参照)。

²⁴ 加えて、複数担保が設定された場合の優先順位について定めた民法典第524条も、民法典成立時までは、登記と占有の先後で優先関係を決する内容の規定となっていたが、国民議会以降にラオス語上の表現が修正された際に、このような内容には読めなくなってしまっており、混乱が生じているようである(2023年7月JICAラオス法整備支援プロジェクトより聴取)。

第2 企業法

1 法律の概要・所管官庁

企業法(2022 年第 33 号/国民議会)は、全 12 編、221 か条からなり、2022 年 12 月 29 日に成立、2023 年 2 月 10 日に公布、同年 3 月 30 日に施行された。所管官庁は、商工省企業登録管理局(Ministry of Industry and Commerce, Enterprise Registration and Management Department)である²⁵。

(1) 見出し

第1編 総則(第1条-第10条)

第2編 企業

第1章 企業の種類(第11条-第14条)

第2章 企業登録(第15条-第26条)

第3章 企業の名称(商号)(第27条-第30条)

第3編 個人企業 (第31条-第36条)

第4編 組合 (パートナーシップ)

第1章 組合の一般原則(第37条-第42条)

第2章 普通組合

- A. 普通組合の企業登録と内部関係 (第43条-第51条)
- B. 普通組合の対外関係(第52条-第54条)
- C. 普通組合の合併と分割(第55条-第57条)
- D. 普通組合の対外関係(第58条-第62条)
- E. 普通組合の清算(第63条-第73条)

第3章 有限責任組合

- A. 一般原則と企業登録(第74条-第75条)
- B. 有限責任組合員と有限責任組合及び外部者との関係 (第76条-第82条)

第5編 会社

第1章 会社の一般原則(第83条-第88条)

²⁵ 商工省企業登録管理局ホームページ<<u>http://www.ned.moic.gov.la/index.php/en/</u>>(2024 年 2 月 28 日最終閲覧)。商工省ホームページ<<u>https://www.moic.gov.la/?lang=lo</u>>(2024 年 2 月 28 日最終閲覧)。

第2章 株式会社26

- A. 一般原則と設立(第89条-第98条)
- B. 株式会社の株式と株券 (第99条-第112条)
- C. 株式会社の資本金の増減(第113条-第118条)
- D. 株式会社の取締役及び取締役会(第119条-第138条)
- E. 株式会社の株主総会(第139条-第152条)
- F. 株式会社の財務(第153条-第155条)
- G. 株式会社の監査 (第 156 条 第 158 条)
- H. 株式会社の合併・分割・解散 (第 159 条-第 164 条)
- I. 株式会社の清算(第165条-第170条)
- 第3章 一人株式会社(第171条-第179条)
- 第4章 公開会社
 - A. 一般原則と設立 (第180条-第183条)
 - B. 公開会社の株式と株券(第184条-第188条)
- 第6編 国有企業 (第189条-第201条)
- 第7編 混合企業 (第202条-第204条)
- 第8編 国立商工会議所(第205条-第206条)
- 第 9 編 禁止事項 (第 207 条 第 209 条)
- 第10編 企業の管理と監査(第210条-第217条)
- 第11編 報償と制裁(第218条-第219条)
- 第 12 編 最終規定 (第 220 条 第 221 条)

(2) 概要

第1編(総則)は、目的(第1条)、用語の定義解釈(第3条)、国家政策(第4条)、企業運営の原則(第5条)、企業の義務(第8条)、法の適用(第9条)、国際協力(第10条)等、導入となる規定を置いている。

第2編(企業)において、企業の種類(第1章)には、国営企業、混合企業、民間企業及び協同企業の4種類があり、前三者は企業法で、協同企業の設立と運営は個別の規則により管理される(第11条)。企業の形態として、個人企業、組合、会社の3形態があり(第12条)、組合として、普通組合及び有限責任組合の2種類、会社として、株式会社、一人株式会社及び公開会社の3種類がある(第13条)。第2章(企業登録)は、「企業登録に関する決定」(2019年第23号/商工省)を踏まえて内容が刷新されている。企業登録申請については、経済特区への投資も含めて商工省企業登録関連機関への提出が必要とされ(第15条)、

²⁶ 有限責任会社との訳の方が直接的であるが、分かりやすさから株式会社と訳している。

経済特区の点が明示された。申請はオンラインでも可能とされ(第16条)、申請後の検討期間は旧法(2013年)の10日から3日に短縮されている(第17条)。企業登録後については、投資奨励法上の管理リスト(Control List)に含まれる事業(いわゆるネガティブリスト事業)は、計画投資当局に対する投資許可と事業に関連する当局に事業許可を申請する必要がある一方、同リストに含まれていない事業は、関連当局に事業許可を申請すれば足りると整理された。計画投資当局及び/又は事業関連当局は、許可証の発行より5営業日以内に企業登録当局に許可証を提出しなければならない(第19条)。企業登録後、公安当局に対し社印による企業登録証明書に対する印章の申請をすることができる(第22条)。新たに企業登録証の記載事項が明示され(第18条)、この記載を欠くなどの場合に企業登録が無効となることも明らかとされた(第23条)。なお、企業登録に必要な書類から定款が削除された(第97条)。第3章(企業の名称:商号)においては、企業の形態等を含めなければならないこと(第27条)、禁止されている名称を使用してはならないこと(第28条)、オフィスにラオス語で標識を取り付けなければならないこと(第29条)などが規定されている。

第3編(個人企業)は、単独の企業の所有者が全ての持分を保有する企業形態であるが (第32条)、単独又は複数の管理者(マネージャー)を雇用することも可能である(第34 条、第35条)。

第4編(組合)は、まず、組合の一般原則(第1章)を定める。組合(法人)は、個人又は法人を社員(パートナー)とする書面による契約をすることにより設立され、法人格として権利及び義務を有する(第39条)。普通組合(第2章)は、対外的に無限に責任を負う社員(無限責任社員)によってのみ構成される組合である(第52条)。新たな組合員の加入や持分の他の組合員への譲渡は全社員の一致が必要となる(第50条)。全組合員が管理者となる権限を有する(第46条)。これに対して、有限責任組合には、無限責任社員と自己の持分の限度でしか責任を負わない社員(有限責任社員)が存在する(第74条)。有限責任社員は、他の社員の同意なしに自己の持分を譲渡できるが(第77条)、無限責任社員から選任されない限り、管理者となることができない(第78条)。

第5編(会社)において、会社には、株式会社、一人株式会社及び公開会社が存在しており、それぞれ別の会社として登録し、商号を付し、異なる機関設計が要求される。まず、株式会社(第2章)について、その一般原則(第2章-A)として、30名を超える株主を有する株式会社は、特別決議のみが可能であるとしたうえで、これを維持するのに十分な議決権を有しない場合などには公開会社に変更するか解散することを要する、一方、株主が1名しかいない場合は一人株式会社に変更するか解散することを要すると規定されている(第90条)。また、会社の設立に関して、設立の手続(第91条)、発起人の責任(第93条及び第94条)、設立に際しての法定総会の規定(第95条及び第96条)等が置かれている。

株式会社の株式と株券 (第2章-B) について、株式は1株あたり 2000 キープを下回ってはならないとされ、減資の場合を除き同価額未満の株式を発行できない (第99条第1項、第

100条第2項)。普通株式と優先株式の2種類の株式があり(第99条)、優先株式の保有者は、配当その他定款に定める事項について優先権を有するが、優先株主は取締役を選任する権利を有しない(第104条)。取締役は、株式会社の登記及び株式の払込日から30日以内に株主に対して取締役が署名し、株式会社の印章を押印した株券を発行しなければならない(第105条)。株式の譲渡は、定款や法令による譲渡制限がない場合などにこれをすることができ(第107条)、これに反する譲渡は無効である(第111条)。法律による株式の譲渡制限は、外国人などによる特定の業種に関するもの、株式会社の資産差押中に関するもの及び株主名簿閉鎖中に関するものの三点が例示されている(第109条)。

資本金の増減(第2章-C)について、第三者又は株主への割当増資が株主総会の特別決議を経ることにより可能である(第113条、第114条)。また、減資も、同様に株主総会特別決議を要することに加えて、債権者が異議を述べていないことなどを要件とし可能である(第115条から第117条)。

取締役及び取締役会(第2章-D)について、全ての取締役は株式会社の代表権限を有するが、複数の取締役がいてそのうち1人に第三者との契約締結の権限を持たせる場合は、1名の取締役(業務執行取締役)に権限を持たせることができ、業務執行取締役が同時に取締役会の議長である場合は、議長取締役と呼ぶ(第119条)。取締役の要件として破産者でないこと、詐欺や横領に関する前科がないこと等が規定されている(第120条)。取締役の選任は、株主総会において行われ、累積投票と普通投票の2つの方法で選任することができる(第122条)。取締役の定数は定款又は株主総会で、任期は株主総会で合意される(第123条)。その他、取締役の会社に対する又は第三者に対する責任に関する規定がある(第124条から第126条、第129条)。株式会社は取締役会を設置することができるが、500億キープ以上の資産を有する株式会社は、取締役会及び監査役をおかなければならない(第132条)。取締役会は定款の定めに応じて活動を行うことができるが、定めがない場合は企業法の規定(第133条から第137条)に従う。

株主総会(第2章-E)は、年に1回開催される通常株主総会と必要なときに開催できる臨時株主総会がある(第139条)。通常株主総会では、取締役の選解任、監査役の選解任、取締役の報酬決定、株式会社の事業計画等の承認、配当方法の決定などを行う(第152条)。臨時株主総会は、①取締役の過半数が開催に同意した場合、②株主が裁判所に申立てを行い、裁判所が株式会社に開催を命じた場合、③株式総数の10%以上の株式を有する株主が開催を請求した場合に開催される(第139条)。株主総会の招集通知は、開催の5営業目前までに行わなければならない(第140条)。定足数は、発行済株式総数の過半数を有する株主2名以上であり、定款で別途定足数を定めることができるが、この要件を下回ってはならない(第141条)。株主総会の決議は、通常決議と特別決議の2種類がある。通常決議は、出席者の議決権(1株式1議決権)の過半数により行う(第146条)。特別決議は、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行い、当該決議が発行済株式総数の80%以上の株式を有する株主に

よるものである場合に効力を生ずる。特別決議が必要な事項は、資金の増減、株式会社の合併、分割、解散、事業譲渡・譲受、総資産の50%を上限とする資産の売却、株主数が30名を超えた場合に株式会社としての地位を維持することなどである(第147条)。

株式会社の財務(第2章-F)に関する規定として、株主総会の決議により配当することができることなどが規定されている(第153条以下)。株式会社の監査について、株主による監査は、株主総会で選任された監査役を通じて行われるとされるが(第156条、第157条)、株主は、営業時間中いつでも、株式会社の企業登録書類を閲覧謄写する権利等を有するとされる(第158条)。

株式会社の合併・分割については、株主総会の特別決議と債権者異議手続が必要となる(第 159条、第160条)。株式会社の解散について、法律による解散(第162条。定款による解 散、株主総会決議による解散、破産による解散及び無効の企業登録による解散)及び裁判所の 決定による解散(第163条)が定められている。

一人株式会社(第3章)は、株主総会や取締役といった機関は設置されず、株主自身又は外部から雇用した支配人(マネージャー)が定款に規定された全ての活動を行い、支配人は株主の監督下に置かれる(第177条)。

公開会社(第4章)は、少なくとも3名の設立時株主と監査役を置かなければならないとされている(第180条)。公開会社の発起人の少なくとも50%は、ラオス国民でなければならない(第181条)。公開会社の1株は10万キープを超えてはならない(第184条)。株主総会、取締役、取締役会等の規定は、株式会社の規定が準用される(第188条)。公開会社の株式の譲渡は、原則として自由であり、株券を交付して行う(第186条)。公開会社は、社債を発行することができる(第187条)。

国有企業(第6編)は、国家が資本総額の50%以上を保有している会社である(第189条)。 国営企業は、①国家の安全保障など国家にとって重要な事業分野であり、他の経済セクター が活動を行うことができないもの、②公共事業を提供するもの、③財務的に健全、経済的に 実行可能で、資本の蓄積の機会を提供するものに関して運営する(第190条)。取締役及び取 締役会が設置されるが、株式会社等とは異なる要件、権限などが規定されている(第192条か ら第198条)。国有企業の株式の売却は、政府の検討、国民議会の審議が必要となる(第200 条)。

混合企業(第7編)とは、国及び/又は国有企業と他のセクター(国内投資家又は外国投資家)が共同で出資する企業のことをいう。その出資割合によって、国営企業を共同出資する場合と、その他のセクターの企業を共同出資する場合とがある(第202条、第189条)。

国立商工会議所(第8編)は、活動及び予算が独立したビジネス部門の社会組織であり、各セクターの事業を促進するために、事業を動員、教育、指導、組織化する役割を有している(第105条)。禁止事項(第9編)は、個人、法人、団体、企業登録官、企業の禁止事項を定めている。企業の管理と検査(第10編)は、商工部門当局が事業運営に関する管理や検査を行う

ことが規定されている。企業登録官に関する条文が新設されている(第216条、第217条)。 最後に、報償と制裁(第11編)及び最終規定(第12編)が規定されている。

2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等

聴取(別冊1第6-2)によれば、企業法2022年改正により企業登録に関する規定が大幅に 修正されたが、「企業登録に関する決定」(2019 年第 23 号/商工省)に関する規定は、調査 実施日現在(2023年7月現在)、効力が存続しており、企業登録局において同決定を改正す るための起草作業を継続している、とのことである。よって、手続的な細則は、当面の間、 同決定の内容に従う必要があるものと思われる。

同決定について、企業法第19条に関連し、管理リスト(ネガティブリスト)に記載がない 事業のうち、企業登録証の裏面に事業活動が明記され、事業許可を申請する必要のない事業 活動は、直ちに、明記された事業に係る事業活動を行うことができる一方(決定第 5 条第 1 項第1号)、企業登録証の裏面に事業活動が明記されておらず、事業許可の申請が必要な事 業活動は、関連部門の許可証を申請しなければならず、企業登録機関はアドバイスレターを 発行する(同第2号)。また、管理リスト及びコンセッションリストに掲載されている事業 活動は、投資奨励法を遵守しなければならない(同条第2項)。アドバイスレターとは、企 業登録証明書を取得した企業に対し、関連部門と協力して営業許可証又は投資許可証を申請 するよう指示する企業登録機関が発行する文書をいう(第7条)。商工省の企業登録管理局 は、外国法人の支店、国営企業、組合、会社、登録資本金5億キープ以上の個人企業に関す る登録を処理し、県・首都レベルの商工局は、その県及び首都に籍を置く国営企業、組合、 会社、登録資本金5億キープを超えない個人企業に関する処理を行う。地区レベルにおいて も登録できる環境が整備されている場合、登録資本金5億キープを超えない個人企業に関す る処理が可能である(第9条)。以上の「企業登録に関する決定」に関連して、「商工当局 における事業許可に関する決定」及び「ガイドライン」を発行している(2019 年第 44 号・第 45 号/商工省企業登録管理局)27。これは商工当局が事業許可を発行する事業に関して許可発 行の運用の統一性を図るために作成されたガイドラインであるが、聴取(別冊1第6-2)に よれば、改正作業を検討しているとのことである。その他、最近のものだと、工場の設立と 事業活動、工場事業者の権利等について定めた「工場事業に関する商工大臣決定」(2023 年 2月9日第166号/商工省)、企業法成立前であるが、工業団地について定めた「工業団地に

掲載の邦訳参照。

²⁷ ラオス日本人商工会議所ホームページ「ドキュメント」<<u>http://jcciv.org/</u>>(2024 年 2 月 28 日最終閲覧)に

関する商工大臣決定」(2019 年 10 月 30 日第 1510 号/商工省)、「卸売・小売事業に関する 商工決定」(2015 年第 1005 号/商工省)などが存在する。

3 運用の実態

以上のとおり、企業法は、従前の運用状況を踏まえて 2023 年に改正法が施行したばかりであり、同法に適応した下位法令を整備していくことが今後の課題である。かかる企業法の改正にあたっては、世界銀行が策定していた Doing Business レポートにおける各指標のスコア改善の目的が背景にあった。このレポートは、17 にわたるビジネス関連分野に対し指標を設定しスコアを付け、各国に対してビジネス環境に関するランキングを付与するものであった。ラオス政府は、国家政策として同指標のスコア及びランキングの改善を通じて外資企業の参入を促しラオス経済の発展を図ることを目的とし²⁹、ラオスにおけるビジネス実施 (Doing Business) に関する規制と調整メカニズムの改善に関する首相令(2018 年第 2 号/首相)を発布した。首相令では、関係機関に対してこの改善に対する措置の実施を命じており、商工省に対しては、「起業に関する指標」(Starting a Business indicator)の改善及び「国境を越えた取引指標」(Trading Across Borders indicator)の改善の 2 点を要求している。企業法改正に関連する前者の改善命令は、具体的には以下のとおりであった。

2018年首相令(第2号)

- 1.2 商工省は、以下の実施を担当する。
- 1.2.1 金融、治安、情報、文化、観光などの関連部門と連携し、改革を加速させ、指標 1 (起業に関する指標) に関する問題を解決する:
- (1) 企業(個人又は法人)登録申請サービスに関する規定、措置を改善し、利便性、簡素化、迅速化を図る。企業(個人又は法人)の登記後、事業運営を行う前に、関連部門に事業運営認可を申請する必要がある;
- (2) 2018 年第 1 四半期に中央・地方レベルで実施可能となるよう、企業登録申請業務に 関連する法律を検討・改正・公布する;
- (3) 2019 年内に完了する電子企業登録(又はオンライン企業登録)の導入に必要な条件を準備し、整備する;

²⁸ The World Bank, Doing Business Archive, < https://archive.doingbusiness.org/en/doingbusiness>, accessed on February 28, 2024.

²⁹ 2017 年当時のラオスのランキングは、190 か国中第 139 位であった。前注より **Doing Business Report 2017** を参照。

- (4) 税務識別番号 (Tax Identification Number) 及び関連する全ての事業運営認可を取得した後、定款及び企業資産の登録手続をより迅速に実施する;
- (5) 税務識別番号(Tax Identification Number)の発行システムを改善し、企業登記証明書の発行と同時に発行し、取締役の銀行口座、従業員名簿、事務所賃貸契約書などの不要なステップを合理化又は削除する;
- (6) 企業法第21条の遵守を確保するため30、社印の捺印手続を改善する;
- (7) 企業用看板の設置許可申請を廃止する(このような看板は、企業名を表示するだけであり、広告看板ではない)。ただし、企業用看板の基準(看板の大きさ、文字、背景の色、その他の詳細)及び商工部門が企業登録後の看板遵守指導について事業者に通知できるようにするための監督措置を詳細に定める規則を策定する必要がある。本規定は、事業者が遵守しやすいよう、柔軟な形で策定するものとする。

以上の首相令を受け、改正企業法草案の国民議会審議に際しては、旧法の運用について Doing Business レポートの指標の改善に則して、投資家が企業登録をしやすくするためとして、以下のとおり改正提案がなされている³¹。

まず、「起業に関する指標」について、旧法の運用においては企業登録と事業活動許可と の手続が一体であり、登録前に活動する事業分野を管轄する官庁からの意見をもらう必要が あったため、企業登録手続に2、3か月といった時間がかかっていた。外国での企業登録の方 法とは異なっていたが、法改正によりこの問題が解決されると予想される。その場合、企業 登録手続と事業許可取得手続が完全に分離され、将来、オンラインで企業登録が可能にな る。企業登録が3営業日以内に完了できることを目指す。また、旧法に規定している企業の 登録について、管理リスト(投資奨励法に規定)事業とそれ以外の事業など、各事業分野に おける企業登録手続が異なっているが(管理リストに属する事業についてはその分野を管轄 する官庁の許可を得てから企業登録ができたが、そうでない事業については10営業日以内に 企業登録することができる)、企業登録手続に関しては全ての事業分野において統一し、事 業活動許可の申請手続はその手続から分離する必要がある。そして、旧法では事業活動許可 の申請手続は企業登録手続に含まれていたが、管理リスト事業は投資奨励法に定められてい るため、この企業登録手続を改正する必要性があり、更にオンライン登録ができるようにな れば民間や投資家が企業登録しやすくなる。これにより Doing Business の「小口投資家及び 少数株主の保護の指標」(Protecting Minority Investors and Minority Shareholders indicator)に も資する。

-

^{30 2013} 年企業法第 21 条において、公安当局は 5 営業日で企業登録証に捺印しなければならないと規定していたが、改正法第 22 条では 2 営業日以内に捺印を検討しなければならないと規定している。

^{31 2013}年企業法改正に関する提案書(2022年3月4日)。

聴取(別冊1第6-2)によれば、調査実施時点(2023年7月時点)において、改正法に則した3営業日以内の企業登録は実現できておらず、オンライン申請についてもシステムを整備している最中とのことであるが、今後の運用の改善が期待される。

また、改正企業法草案による改正提案には、企業の登録及び企業の管理においてこれまでの実務上の課題事項や中央レベルと地方レベルが統一されていない問題がある、と指摘されている。具体的には、①企業における事業の変更、②企業登録の内容、③企業合併と分割、④グループ企業内の企業の位置付け、⑤株式払込みと不払いの効果、⑥登録後の企業に対する管理、⑦事業許可の抹消及び取下げ、⑧企業資産の登録に関する認証、⑨規則違反企業に対する措置及び⑩企業の解散に関して法改正によって改善されるであろうと指摘されている。さらに、用語を他の法律に整合させる必要、例えば、者(プー)という言葉を民法典に使われる用語に合わせる必要がある、といった点についても指摘されている。

従前の運用状況にかんがみ以上の点が反映された改正法において、今後の運用が改善されていくかを注視する必要がある。

第3 知的財産法

1 法律の概要・所管官庁

知的財産法は、2023年11月開催の第9回国民議会第6回通常審議において、95.42%の承認を得て、2017年法(2017年第38号/国民議会)の改正法案が通過したが³²、国家主席令による公布を経ておらず、確定した法文が官報等で公開されていない(2024年2月28日時点)。

所管官庁は、商工省知的財産局 (Ministry of Industry and Commerce, Intellectual Property Department) である³³。なお、2017 年法制定時の所管は科学技術省 (Ministry of Science and Technology) であったが、同省は解体され、商工省に所管が変更された。

なお、商工省知的財産局からの聴取(別冊1第6-6)は、上記の国民議会通過前のものである。

2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等

以下①から\$の商工大臣決定は、2017 年知的財産法の下位法令である $が^{34}$ 、知的財産局からの聴取(別冊 1 第 6-6)によれば、改正法の施行によってこれらの決定の内容が取り込まれ、補う必要がある部分については新たな決定を起草していくとのことである。

- ① 特許・小特許(実用新案)に関する商工大臣決定(2023年第434号/商工省)
- ② 意匠に関する商工大臣決定(2023年第435号/商工省)
- ③ 商標に関する商工大臣決定(2023年第436号/商工省)
- ④ 集積回路配置に関する商工大臣決定(2023年第437号/商工省)
- ⑤ 植物新品種に関する商工大臣決定(2023年第438号/商工省)
- ⑥ 著作権及び著作隣接権に関する商工大臣決定(2023年第439号/商工省)
- ⑦ 地理表示に関する商工大臣決定(2023年第440号/商工省)
- ⑧ 産業財産及び植物新品種の登録に関する行政的紛争解決に関する商工大臣決定(2023年第441号/商工省)

³² ラオス法弁護士からの聴取(2024年2月28日)によれば、改正法案の国民議会の通過後、国家主席府と国民議会常務委員会において条文内容の見直しが行われているようである。ラオスにおいては、法案が国民議会を通過した後も条文内容の修正が行われる点について、前掲注16参照。

³³ 商工省知的財産局ホームページ< (2024年2月28日最終閲覧)。USAID (アメリカ合衆 国国際開発庁)の支援により作成されている。商工省ホームページについて、前掲注25。

³⁴ 商工省知的財産局ホームページ・前掲注34。

また、「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」(2022 年第 121 号/財務 省)は、知的財産権者が財務省関税局に申告することで、税関において権利侵害品を差し止 める機会を確保する制度を設けている。まず、知的財産権者は、所定の申請書で権利者情報 を記載し、知的財産権の登録証明書等を添付の上で、税関へ申告する(ガイドライン第5 条、第6条)。税関は、申請の受理から10日以内にこれを検討し(第7条)、承認がされれ ば2年間(延長も可)、知的財産権の保護期間が設定される(第9条)。税関当局は、上記 申告情報に従い、輸出入の物品検査において、当該知的財産権を侵害する商品の検査を実施 する(第 10 条)。検査の結果、侵害の疑いがある物品が発見された場合、税関当局は、当該 物品を3日間差し止め、物品所有者に侵害品でないことを提示させ、知的財産権者に通知す るとともに共同で侵害物品であるかの認証を行う(第13条)。侵害品であると認証され、物 品所有者も異議がない場合、当該物品は押収、処分される(同条第2項第2号)。侵害品で あると認証されたが、物品所有者が異議を述べた場合は、調停手続に入る。その際、物品の 一時差止を行う場合、知的財産権者は 1000 万キープの供託金を支払う (第 16 条)。調停に より解決しない場合、知的財産権者は差止から10営業日以内に裁判所に訴訟提起する。もし この期間に提訴がない場合、税関当局は物品の一時差止をただちに解放する(第21条、第22 条)。提訴後は、裁判所の判決に従い、物品を処分し、また解放し、損害の補填等を行う。 なお、2023年知的財産法改正法の施行により、このガイドラインの効力に影響を及ぼすか否 かは定かではないものの、改正によってもガイドラインによる実施に大きな変化は生じない と思われる。

なお、ラオスが締結している知的財産に関する二国間協力、地域協力及び国際協定は、以 下のとおりである³⁵。

(1) 二国間協力

- ① 日本特許庁との工業所有権分野における協力に関する覚書(2015年5月24日)
- ② シンガポール知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書(2015年8月26日)
- ③ ベトナム知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書(2015年11月7日)
- ④ カンボジアとの商標及び原産地分野における協力に関する覚書(2016年9月7日)
- ⑤ ラオス特許出願者に対する特許付与円滑化に向けた日本特許庁との覚書(2016年10月 5日)
- (6) ④の覚書に関する 2016 年から 2017 年の行動計画 (2016 年 10 月 26 日)

³⁵ 商工省知的財産局ホームページ・前掲注34。

- ⑦ タイ貿易省知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書(2017年9月15日)
- ⑧ ベトナム知的財産局との原産地分野における覚書(2018年2月4日)
- ⑨ 中国知的財産局との知的財産分野における協力に関する覚書(2018年4月2日)

(2) 地域協力

- 1967年8月のASEAN宣言(1997年7月)
- ② ASEAN 知的財産協力ワーキンググループ (AWGIPC) (1997 年 7 月)
- ③ ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)(2011年1月)
- ④ ASEAN 知的財産行動計画 2016 年-2025 年 (2015 年 11 月)

(3) 国際協定36

- ① 国際著作権条約(UCC)(1954年8月)
- ② 世界知的所有権機関(WIPO)設立条約(1995年1月)
- ③ 工業所有権の保護に関するパリ条約(1998年10月)
- ④ 特許協力条約 (PCT) (2006年6月)
- ⑤ 文学及び芸術作品の保護に関する条約(2012年3月)
- ⑥ 世界貿易機関(WTO)設立に関する合意(2013年2月)
- ⑦ 知的財産権に関連する貿易協定(TRIPS) (2013年2月)
- ⑧ 商標の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書(MADRID PROTOCOL)(2016年3月)
- ⑨ 科学技術省知的財産局と世界知的所有権機関の間で技術革新情報センターの設立に関する合意(2017年10月6日)

聴取(別冊1第6-6)によれば、特許に関する特許法条約(Patent Law Treaty)、意匠に関するハーグ協定及びロカルノ協定、商標に関する商標法条約(Trademark Law Treaty)及びニース協定については締結していないが、ハーグ協定は今後締結に向けて動いていく予定、ロカルノ協定とニース協定のルール自体は採用しているとのことであった。

³⁶ 知的財産局のホームページに掲載があるもののみ記載しており、世界知的所有権機関 (WIPO) のホームページには、締結された49 の条約が掲載されている。WIPO, Lao People's Democratic Republic. https://www.wipo.int/wipolex/en/members/profile/LA, accessed on February 28, 2024.

3 運用の実態

聴取 (別冊 1 第 6-6) によれば、2023 年改正にあたって、2017 年知的財産法とその運用に大きな問題があったわけではない。聴取 (別冊 1 第 6-6) 及び知的財産局が管理する公式 Facebook によれば 37 、2023 年改正の趣旨は、以下のとおりである。

今般の改正は、全体の構成や知的財産権の登録手続及び産業財産権保護に関する条文の一部を改正するものである。また、専門用語や文章をより明確にし、科学技術省であった知的財産法の所管を商工省に改める。さらに、今般の改正はWIPOが管轄する条約に加盟する準備としての改正でもある。具体的には、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、意匠の国際登録制度(ハーグ協定)、視聴覚的実演に関する北京条約、植物新品種の保護に関する国際条約などである。加えて、商標の保護内容の明確化、知財紛争における行政解決規定の見直し、知的財産権登録の代理業者の管理、ビジネス競争又は並行輸入問題に関連する産業財産権の消尽に関する規定の明確化等が検討される。これまで、知財分野において専門用語が多く使われ、関係機関や一般人の知的財産に関する理解が浸透しなかった。この改正では、旧法の内容面、構成や定義を残しつつ、専門用語をより分かりやすくし、加盟する国際条約に適合させるものである。

ラオスにおいては、知的財産権の概念がまだ広く浸透していないと評価されている³⁸。商標は比較的活用が進んでいるが、特許や意匠の出願・登録は乏しい。WIPOのIPAS(工業所有権)システムをベースエンジンとするデータベースによれば³⁹、本調査実施時点(2024年2月24日時点)において、特許出願は953件、登録は157件である。2021年までの登録が12件と少ない一方、2022年に61件、2023年に84件と登録数を伸ばしている⁴⁰。なお、小特許(実用新案)の登録は28件である。意匠出願は640件、登録は284件である。これに対し、商標に関しては、62,398件の出願、42,068件の登録とその数は比較的多い。近年は、年間3,000件程度の商標登録がされている。

これに関連して、知的財産局 Facebook によれば 41 、知的財産局のホームページ (Laos IP e-Filing) におけるオンライン出願登録が 2023 年 11 月 1 日から可能となっている。WIPO と知

³⁷ 商工省知的財産局の公式 Facebook ページ<<u>https://www.facebook.com/DIPLaos</u>>(2024年2月28日最終閲覧)。

³⁸ JETRO ホームページ<<u>https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/invest_08.html</u>>(2024年2月28日最終閲覧)参照。

³⁹ Laos IP Database < https://online.dip.gov.la/wopublish-

search/public/home; jsessionid=EF735C3F0F8BA1A323ED71C7CE7CDF7E?0> (2024年2月28日最終閲覧)

⁴⁰ 特許出願者の詳細について、データベースのほか、JETRO バンコク事務所知的財産部「ASEAN における産業財産権の検索データベースの調査 2022」(2023 年 3 月)<

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202303_asean.pdf> (2024年2月28日最終閲覧) 305 頁以下参照。

⁴¹ 知的財産局 Facebook・前掲注 38。

的財産局の共催セミナーにおいて、セミナーが開催された2024年2月21日時点で、すでに770件が出願されているとの報告がある。

日本の特許庁は、前述 2 (1) ①で覚書を締結していることからも明らかなとおり、ラオスにおける知的財産制度に関する調査研究を実施するとともに、知的財産局との国際協力を推進している⁴²。まず、ラオスの知的財産制度が運用情報も含めてまとめてホームページに掲載されており、参考になる(ただし、最新ではない情報も多く含んでいる)⁴³。また、前述 2 (1) ⑤において述べたとおり、特許庁は、ラオス知的財産局との間で特許の付与円滑化に関する覚書を締結しており、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願は、出願人からの申請により、実質的に無審査でラオスでも特許が付与される運用となっている⁴⁴。2018 年に特許庁が JETRO に委託して実施した「知的財産の権利執行状況に関する調査」も⁴⁵、(すでに改正された法令に関する情報を含むものの)意匠及び商標侵害に関する裁判事例⁴⁶、裁判上の統計情報、弁護士費用、税関における執行事例等の具体的な運用情報が掲載されており、参考になる⁴⁷。

知的財産局の Facebook においても、商標侵害の事案が稀に掲載されている。一つ目のケース (2021年1月) は、ビエンチャンにおける酒の製造者からの商標権侵害の通報を受けて、カムムアン県、サワンナケート県、サラワン県に続き、南部のセコーン県の市場で 10 店舗を対象に調査したところ、いずれの店舗でも模倣品が発見された (合計 960 ダースで損害金額4000 万キープ) というものである。二つ目のケース (2023年6月) は、某社商品のエンジンオイルを模倣した商品が摘発され、合計数量 6,864 ボトル、損害金額が 5 億 7486 万キープとなったことが報告されている。

[.]

^{*2} 特許庁は、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットと共催で国際知財司法シンポジウム(JSIP)を2017年より毎年開催しており、世界各国から知的財産に造詣の深い専門家を東京に招聘し、意見交換などを実施している。特許庁ホームページhttps://www.jpo.go.jp/ (2024年2月28日最終閲覧)参照。2017年から2020年のシンポジウムにおいてはラオスから裁判官等が参加し、2021年においてはビエンチャンでラオス参加者向けのフォローアップセミナーが開催されている。

⁴³ 特許庁ホームページ掲載のラオス知的財産制度<

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/la.pdf > (2024年2月28日最終閲覧)。

⁴⁴ 特許庁ホームページ「特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について」 <

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html > (2024年2月28日最終閲覧)。

⁴⁷ なお、ASEAN 作成のハンドブック(2020 年 9 月)も、ラオスにおける商標権及び著作権・著作隣接権の執行(裁判所における民事手続、刑事手続、税関における執行手続)について要約しているが、税関差止に関する点など従前の情報を含んでいるうえ、具体的な事例の掲載はない。ASEAN Secretariat, ASEAN Intellectual Property Rights Enforcement Handbook (September 2020), asean-ipr-enforcement-handbook with-isbn-and-logo-final.pdf (aseanip.org), pp. 43-54, accessed on February 28, 2024.

知的財産局は、2022年9月に策定された「2025年までの知的財産開発計画と 2030年に向けてのビジョン草案」を公開している⁴⁸。2030年に向けてのビジョンとして、ラオスの技術革新や社会的経済的文化的発展の原動力となる知的財産の創出を目標に掲げ、ラオスの国家開発目標等に沿う形で、①政策、法律等を含む知的財産インフラの構築、改善、②知的財産に関する意識向上と普及、③教育研究機関等での知的財産の活用、④知的財産を扱う人材育成、⑤知的財産サービスの向上、⑥知的財産の執行、行政紛争解決メカニズムの構築、改善、②国際協力の強化を目標としている。

聴取(別冊1第6-6)によれば、営業秘密の不正取得に対する刑事措置は、実務的な知見が乏しく実施されていない状況とのことである。

.

⁴⁸ 商工省知的財産局「2025年までの知的財産開発計画と2030年に向けてのビジョン草案」(2022年9月)。 「草案」と記載されており、同内容で確定しているかは定かではない。

第4 投資奨励法

1 法律の概要・所管官庁

投資奨励法(2016 年第 14 号/国民議会)は、全 14 編、109 か条からなり、2016 年 11 月 17 日に成立、2016 年 12 月 16 日に公布された⁴⁹。また、投資奨励法第 12 条改正法(2019 年第 80 号/国民議会)が、2019 年 12 月 4 日に成立、2020 年 1 月 15 日に公布された。所管官庁は、計画投資省投資促進局(Ministry of Planning and Investment, Investment Promotion Department)である⁵⁰。

(1) 見出し

- 第1編 総則(第1条-第7条)
- 第2編 投資奨励、支援、保護
 - 第1章 投資奨励優遇(第8条-第17条)
 - 第2章 投資支援優遇 (第18条-第21条)
 - 第3章 投資保護 (第22条-第24条)
- 第3編 投資活動(第25条-第56条)
 - 第1章 投資形態と種類(第26条-第32条)
 - 第2章 一般投資事業 (第33条-第35条)
 - 第3章 一般事業投資プロセス (第36条-第40条)
 - 第4章 コンセッション投資事業 (第41条-第42条)
 - 第5章 コンセッション事業の条件と投資プロセス (第43条-第50条)
 - 第6章 登録資本金と資本の輸入(第51条-第54条)
 - 第7章 代表事務所(第55条-第56条)
- 第4編 経済特区開発(第57条-第63条)
- 第5編 外国への投資(第64条-第66条)
- 第6編 投資家の権利と義務
 - 第1章 投資家の権利(第67条-第71条)
 - 第2章 競争活動の検査(第72条-第74条)
- 第7編 投資奨励管理委員会と投資ワンストップサービス
 - 第1章 投資奨励管理委員会(第75条-第79条)

⁴⁹ 法文の邦訳について、JICA ラオス六法・前掲注 12 参照。

⁵⁰ 計画投資省投資促進局ホームページ (最終閲覧 2024 年 2 月 28 日)。

第2章 投資ワンストップサービス (第80条-第84条)

第8編 投資の一時停止、取消、終了(第85条-第89条)

第 9 編 禁止事項 (第 90 条 - 第 92 条)

第10編 紛争解決 (第93条-第97条)

第11編 投資奨励事業の管理と監査

第1章 投資奨励事業の管理(第98条-第102条)

第2章 投資奨励事業の監査 (第103条-第105条)

第12編 功績者への報奨金と違反者への措置(第106条-第107条)

第 13 編 最終規定 (第 108 条 - 第 109 条)

(2) 概要

第1編(総則)は、目的(第1条)、用語の定義解釈(第3条)、法の適用(第6条)、 国際協力(第7条)等、導入となる規定を置いている。投資奨励における政府の政策(第4条)として、政府は、国内外のあらゆる経済事業体の投資を奨励し、国家の治安や永続性へ 影響がある場合、環境へ悪影響の大きい場合、住民の健康や国家の美しい文化へ懸念のある 場合を除き、あらゆるセクター、活動、全国の地域への投資を奨励している。

第2編(投資奨励、支援、保護)において、まず、投資奨励優遇を受けるセクターを9つ指定している(第9条)。具体的には、①高度先端技術、科学研究、研究・開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーに関する事業、②クリーンな農業、無農薬、育種、畜産品種改良、工芸作物栽培、森林開発、環境及び多様性の保全、地方開発、貧困削減に資する事業、③環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産、④環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業、⑤教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材・スポーツ用品の生産、⑥高度な医療施設、医薬品・医療機器製造工場、伝統医薬品の製造と治療に関する事業、⑦都市の交通渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ開発への投資、農業・工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス、⑧商業銀行融資へのアクセスがない国民やコミュニティの貧困解決のための政策銀行、マイクロファイナンス事業、⑨国内生産や世界的なブランドの販売促進のための近代的ショッピングセンターの開発運営、国産の工業品・手工芸品・農産品を展示する展示場の開発運営、である51。

⁵¹ 優遇セクターの内容の詳細については、法人税、政府の土地リース料又は土地コンセッション投資奨励優遇措置に関するガイドライン(2021 年第 760 号/計画投資省)に規定されている。この点、JETRO ホームページ<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/fa09823c05c25ada.html (2024 年 2 月 28 日最終閲覧)、JETRO「ラオス投資ガイドブック 2022」8 頁以下<rpla-202203.pdf (jetro.go.jp)>(2024 年 2 月 28 日最終閲覧)を参照。

また、地区別による投資奨励として、第1地区から第3地区まで指定され、それぞれについて法人税(第10条、第11条)及び政府用地のリース・コンセッション費用(第15条)の免除を受けられる。具体的には、(1)第1地区(貧困地域、遠隔地、投資における社会経済インフラの利便性が低い地域)につき、10年間の法人税免除及びリース・コンセッション費用免除を得られ、上記②、③、⑤及び⑥のセクターは法人税及びリース・コンセッション免税期間が5年間追加される。(2)第2地区(投資における社会経済インフラの利便性が高い地域)につき、4年間の法人税免除及び5年間の政府用地のリース・コンセッション費用の免除を得られ、上記②、③、⑤及び⑥のセクターは法人税及びリース・コンセッション免税期間が3年間追加される。(3)第3地区(経済特区)については関連法に従う52。

投資家は法人税の免除や付加価値税法の優遇措置のほか、関税や諸税上の優遇措置を受けることができる(2019 年改正法第 12 条)⁵³。純利益を事業の拡大若しくは投資事業を拡大するために使用する投資家は、自投資を行う純利益の比率に応じて次年度の会計にて法人税が 1年間免除される。また、事業による赤字は、税務当局の証明を得て 3年間次年度の利益と相殺することができる(第 14 条)。加えて、コンセッション事業への投資家は土地利用における奨励優遇を受けることができる(第 16 条)。

以上の投資促進制度に加えて、投資支援制度として、投資情報の提供(第 18 条)、社会貢献投資に対する報償、滞在許可証やビザに関する便宜供与(第 19 条)などが定められている。

第3編(投資活動)において、投資形態として5形態(国内若しくは外国投資家による一方の投資、国内と外国投資家間の合弁投資、契約に基づく事業協力投資、国営企業と民間企業の合弁投資及び政府と民間による合弁投資)(第26条。第27条から第31条においてそれぞれについて規定)があること、投資事業の種類として、一般投資事業及びコンセッション投資事業の2種類があること(第32条)が明らかにされている。一般投資事業は、管理リスト事業(いわゆるネガティブリスト事業)と管理外リスト事業(いわゆる非ネガティブ事業)に分けられ、前者は、投資許可前に関係当局の審査が必要であり(第34条。手続について第36条及び第37条)、後者は、企業法及び事業に関する関連法令に従い投資が許可される(第35条。手続について第38条及び第39条)。投資期限は原則として存在しない(第40条)。コンセッション投資事業とは、あるビジネスの開発と推進のために、投資家が政府から法律に基づきコンセッション許可を受けた事業であり、たとえば土地コンセッション、経済特区・輸出加工工業区、開発、鉱山採掘、電力エネルギー開発、フライトの就航、通信コンセッションなどがある(第41条。手続について第43条から第50条)。投資期限は原則として50年とされる(第42条)。登録資本金について、一般投資事業については企業法等に

⁵² 地区の分類の詳細についても、同様に前注ガイドラインに規定されている。JETRO ホームページ https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/invest_03.html >表 2(2024年2月28日最終閲覧)、JETRO「ラオス投資ガイドブック 2022」前掲注52(8 頁以下)参照。

⁵³ 詳細につき、前注 JETRO ホームページ参照。

従うとされる一方(第51条)、コンセッション事業については、総資本金の30%が必要となる(第52条)。外国投資家の資本の輸入について、一般投資事業については総資本金の30%を投資許可取得後90日以内に輸入する必要がある(第53条)。コンセッション事業についても、投資総額において比率が決められているものの許可後90日以内に輸入する必要があり、残りの資本は2年に輸入を行わなければならない(第54条)。代表事務所(いわゆる駐在員事務所)は、親会社のための投資調査等を行う連絡事務所であり(第55条)、事業を行う権利を有さず、企業法に基づく登録ではなく、本法による設立許可証の発行が必要とされる(第56条)。

第4編(経済特区開発)において、経済特区(Special Economic Zone: SEZ)とは、特定の行政原理を有する区域であり、ハイテク、持続的発展・環境にやさしい農産品生産、クリーン生産、天然資源節約・省エネルギーにおけるイノベーション利用産業などの投資誘致のための条件を構築することを目的とすること、経済特区は政府による合意で設立され、工業区、輸出加工工業区、ICT 開発区、サービス、貿易、観光区で構成されることが規定されている(第57条)。そのほか、経済特区の設立(第58条)、その要件(第59条)、原則最長50年の土地コンセッション期限(第61条)、経済特区奨励管理室(The Special Economic Zone Promotion and Management Office: SEZO)を中心とした管理体制(第63条)などが定められている⁵⁴。

第5編(外国への投資)は、ラオス投資家が外国へ投資を行う場合の手続、要件、投資家の権利及び義務を定める。第6編(投資家の権利及び義務)は、投資家の権利として、投資事業に関するもののほか、労働者を雇用する権利、居住の権利、外国投資家に関する規定などを定め、投資家の義務として、投資に関する者のほか、社会への義務と環境への義務を定める。

第7編(投資奨励管理委員会と投資ワンストップサービス)は、政府により投資の奨励と管理を目的として設立される投資奨励管理委員会(CPMI)について定め、副首相を議長とし計画投資大臣を常任副議長とする中央の委員会、県・都知事を議長とする県レベルの委員会があるとし、それぞれの委員会の権利及び義務を定める(第75条から第79条)。投資ワンストップサービス室(OSS)は、上記委員会の常務事務室であり投資家へのワンストップによる投資サービスの役割を有する(第80条)。委員会と同様に中央レベルと県レベルのサービス室があり、各省当局の代表者や専門職員で構成される(第81条及び第82条)。

第8編(投資の一時停止、取消、終了)は、投資家の申請による投資の一時停止等のほか、法令違反や事業が遂行できない場合などに、投資が一時停止、取消又は終了となると定

-

⁵⁴ 経済特区奨励管理室 (SEZO) ホームページhttps://www.laosez.gov.la/index.php/en (2024年2月28日最終閲覧)。SEZO は、計画投資省の組織機構の一つであり、計画投資部と同等の地位を有し、計画投資部の代表として、経済特区及び経済特区政策を受けたその他の開発区に関する国内外各方面への調整を行う役割を担っている(同ホームページより)。

める。第9編(禁止事項)は、全ての者に適用される一般的禁止事項のほか、公務員の禁止 事項、投資家の禁止事項を定める。第10編(紛争解決)は、投資における紛争解決の原則を 定め、行政的解決として投資奨励管理委員会による解決が可能であること、外国の裁判所や 仲裁機関の判断も要件を満たす場合にラオス国内でも執行可能であることを規定している。 第11編(投資奨励事業の管理と監査)は、計画投資当局が投資奨励事業を中心的に管理監督 し、商工当局や財務当局なども協力することを定める。最後に、報償と制裁(第12編)及び最 終規定(第13編)が規定されている。

2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取(別冊1第6-4)によれば、投資奨励法は、本調査実施現在、改正作業中であり、近い将来の制定を目指している。また、経済特区に関しては、同法から切り離し、新しい法律が起草される予定であるが、現在においては、「経済特区に関する政令」(2018年第188号/政府)が存在する55。

同政令は、全12編64か条から構成されている。第1編(総則)は、目的、経済特区の定 義、政策、原則等を定める。経済特区(SEZ)は、持続可能で環境に優しい発展のために、ハ イテク、農産物生産の革新、より少ない天然資源とエネルギーを使用したクリーンな生産を 使用して投資を誘致するものであり、工業団地、農業開発区、輸出向け工業加工、技術・情 報開発、サービス、貿易、観光などで構成される(第2条)。第2編(経済特区の決定と設 立)は、各地方自治体が中央の投資奨励監督委員会と協力して経済特区を決定、設立するも のとし、その決定のための要件を定めている(第9条から第12条)。経済特区の開発には、 政府によるもの、政府と民間の協働によるもの及び民間によるものの3種類がある(第13 条)。また、特区のデベロッパーになるための要件(第14条)、申請、覚書及び開発合意書 の締結といった手続(第15条から第19条)、デベロッパーの権利及び義務(第20条及び第 21条)が規定されている。第3編(経済特区での投資)においては、経済特区の投資には、 経済特区機関(SEZA)が投資奨励管理委員会の承認を得て実施するものと、SEZA が承認を 出すことができるものの2種類があり、後者は、更に関連セクターのコメント等を得て承認 を出すことができるものと即時に承認を出すことができるものの2種類がある(第22条から 第 26 条)。また、経済特区での投資申請の手続等が規定されている(第 27 条、第 28 条)。 第4編(SEZAの設立)において、SEZAが計画投資省傘下にある県・首都の課レベルの組織 であり、経済特区を管理監督する役割を有すること(第 30 条)、第 5 編(SEZA による経済

<u>経済特区(SEZ)|(jetro.go.jp)</u>> (2024年2月28日最終閲覧)。本調査実施時現在、12の経済特区がある。また、同政令については、本文のほか、JETRO「ラオス投資ガイドブック2019」5頁以下参照<<u>rpla-201903.pdf</u>(jetro.go.jp)> (なお「首相令」と記載されているが、正しくは「政令」である) (2024年2月28日最終閲

39

覧)を参照。

⁵⁵ 経済特区の詳細については、JETROホームページ参照<

特区の監督)において、SEZA がワンストップサービスを構築し、以下の図のとおり土地利用権、企業登録、税務識別番号の取得、輸出許可などに係る各種手続、証明などのサービスをワンストップで提供することなどを定めている(第32条以下)。

(図)経済特区におけるワンストップサービス56



第6編(特区デベロッパーに対する優遇)、第7編(投資家に対する優遇)及び第8編(優遇のメカニズム)においては、経済特区のデベロッパー及び投資家に対する、法人税、関税、付加価値税(VAT)、土地利用権などに関する優遇制度とその優遇付与の方法が規定されている(第40条以下、第43条以下、第46条以下)。また、第9編(経済特区地)において、国家土地計画に沿った形で経済特区地を設定し、天然資源環境省とともに境界を設定することなどが規定されている(第49条以下)。第10編(経済特区の監視監督)において、経済特区の監視監督に関わる計画投資省、SEZO、SEZA、県・首都行政との権限及び責任の分配が規定されている(第54条から第60条)。最後に、第11編(功績者への報奨金と違反者への措置)と第12編(最終規定)が規定されている。同政令に関連して、「SEZAの実施と運用に関する計画投資大臣決定」(2018年第1971号/計画投資省)及び「経済特区の促進及び管理の実施と運用に関する計画投資大臣決定」(2021年第997号/計画投資省)が存在する。

また、官民連携 (Public-Private Partnership: PPP) に関しても、投資奨励法から切り離し PPP 法の成立を目指しているところであるが、現在は、アジア開発銀行 (ADB) の支援の下で起草された「PPP に関する政令」 (2020 年第 624 号/政府) が存在する⁵⁷⁵⁸。

.

⁵⁶ **SEZO** ホームページ前掲注 55 より抜粋。

⁵⁷ See, ADB, *Lao PDR Public Private Partnership Policy* https://www.adb.org/sites/default/files/linked-documents/46059-002-sd-06.pdf, accessed on February 28, 2024.

同政令は、11編、75か条から構成されている。第1編(総則)は、目的、PPPの定義、用 語、原則などを規定する。第2編(パートナーシップの形態、モデル、要件)において、ま ず、形態として、公的資金が支出されるものと全て民間投資によって行われるものの2種類 があることが規定される(第8条から第 10 条)。次に、モデルとして、以下の9種類がある ことが規定される。すなわち、①デザイン・ビルド・ファイナンス・オペレート(DBFO)、 ②デザイン・ビルド・オペレート(DBO)、③ビルド・オペレート・トランスファー (BOT)、④ビルド・オウン・オペレート・トランスファー(BOOT)、⑤ビルド・オ ウン・オペレート (BOO) 、⑥ビルド・トランスファー・オペレート (BTO) 、⑦ビルド・ リース・トランスファー、⑧オペレート・メンテナンス (O&M)、⑨政府が承認したその他 の形式の9つであり、それぞれについて定義、特徴が規定されている(第11条から第19 条)。最後に、要件として、透明性の高い入札プロセスを経ること、パートナーシップ契約 終了後にインフラ等が政府に返還される(ただし上記⑤を除く)ことなどが定められている (第20条)。以上の形態及びモデルは、実施可能性調査の後、政府が選択し決定する(第21 条)。第3編(パートナーシップ・プロジェクトの準備、検討、入札)においては、政府か ら国家社会経済開発計画に準拠したプロジェクトのプロポーザルが提出され、投資奨励管理 委員会が検討し、実施可能性調査を実施したうえで、プロジェクトの規模、種類などに応じ て、国民議会、県・首都人民議会又は政府が承認する権限を有すること(第22条から第28 条)、承認の後、手続に沿って入札が行われること(第29条以下)が定められている。第4 編(パートナーシップ契約)では、政府を代表する計画投資局と民間当事者の間で締結され るパートナーシップ契約について、契約内容、検討手続、締結手続などが定められている。 第5編(パートナーシップ・プロジェクトの実施)においては、プロジェクト実施当事者で ある実施機関と民間当事者の権利及び責任が定められるとともに(第41条、第42条)、政 府からの支援として、法的支援(既存法令に反しない限度で法的措置を講じ実施を推進す る。第44条)、財政支援(実施可能性調査に基づき投資奨励管理委員会が行う。第45条) 及び優遇措置(租税免除など。第46条)を定める。第6編(パートナーシップ・プロジェク トの完了、引渡、移転)は、プロジェクトの完了により実施すべき手続を規定しており、民 間当事者は、プロジェクトを国に対して引き渡し、移転しなければならない(ただし上記⑤ のBOO の場合を除く)。第7編(禁止事項)は、一般的禁止事項の他、PPP室、プロジェク ト実施機関、入札委員会、入札者などの禁止事項を定める。第8編(投資奨励管理委員会) は、同委員会の権利と責任について規定する。第9編 (パートナーシップの管理と検査) は、計画投資省及び地方の計画投資当局を管理検査機関と定める。最後に、第10編(功績者 への報奨金と違反者への措置)と第11編(最終規定)が規定されている。

さらに、「ラオスの管理事業(ネガティブ事業)とコンセッション事業のリストの承認に関する首相令」(2019 年第 3 号/首相)は、リスト承認に関する規定、原則及び措置を定め

たものであり、8か条と2つの別表からなる⁵⁹。管理事業とは、国家の安全、公の秩序、国家の伝統、社会環境への影響に敏感な事業であり、社会経済発展のバランスを確保するため、投資奨励監督委員会による投資許可の付与前に、関連部門当局による審査が必要となる(第2条第1項)。コンセッション事業とは、土地のコンセッション、経済特区の開発、輸出工業加工区、鉱業、電力エネルギー開発、航空、電気通信などの事業で、投資家が開発・運営にあたり政府から認可が必要となる(第2条第2項)。加えて、「投資許可証及び事業活動許可証の発行サービス改善に関する首相令」(2020年第3号/首相)は、計画投資機関、商工機関、財務機関など関係各機関が実施すべき事項について定め、機関相互の分掌を図っている。計画投資機関は、ワンストップサービスの改善を図ること、具体的には、コンセッション事業及びネガティブリスト事業に関する許可証の発行、投資に関する情報提供、投資奨励に関するサービス提供(VISA、ワークパミットのサービス)、ネガティブリストに関する事業の関係分野からの聴取、企業登録や税務識別番号取得のサポートなどを実施すべきことを規定している(第1条)。

その他、投資奨励法施行後に制定された下位法令及びガイドラインについて、「ラオスにおける外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資大臣決定」 (2018 年第 1815 号/計画投資省) 60、「コンセッション事業のための保証金に関する計画投資大臣決定」 (2018 年第 2735 号/計画投資省) 61、「企業の輸入計画における関税・付加価値税上の投資奨励優遇に関するガイドライン」 (2019 年第 1 号/中央投資奨励管理委員会)などがある62。

3 運用の実態

投資奨励法は、前述のとおり、2024年の国民議会の通過を目指して国際金融公社(IFC)の支援により改正法案が起草され、意見聴取も各地でなされている状況である。かかる起草に際しては、SEZ 法やPPP 法の成立を目指すことが契機の一つとなっていることは間違いがないが、計画投資省からは、現行法令の運用上の実態にかんがみて改正を検討している点についても聴取した(別冊1第6-4)。

まず、改正法においては、更なる投資促進のため、現行法のセクター及び地区別の投資優遇に加えて、パフォーマンスの良い投資家を優遇する仕組みを採用するとのことである。また、投資手続の迅速化について、計画投資省は、商工省との連携について問題があり不十分であると認識している。管理リスト事業(ネガティブリスト事業)に加わっていなければ、

⁵⁹ ラオス日本人商工会議所ホームページ(前掲注 27) に掲載の邦訳された別表参照。

⁶⁰ ラオス日本人商工会議所ホームページ(前掲注27)に掲載の邦訳参照。

⁶¹ コンセッション事業のための投資家による保証金の預託、引出、執行、再預託について規定する。

⁶² ラオス日本人商工会議所ホームページ(前掲注27)に掲載の邦訳参照。

計画投資省の許可なく迅速に商工省にて企業登録ができ事業を始められるため、計画投資省固有の問題として、リスト記載事業を減らすことを検討している(もっとも、起草を支援しているIFCは、リストを減らす必要はないと主張しているようである)。さらに、投資奨励管理委員会の中央と地方の役割分担を改め、中央は全国的な指導監督の役割に集中し、個別の投資に関する判断を地方に委ねていくことで、全体として投資手続の迅速化が図られると考えている。計画投資省は、地域ごとに運用が統一していない点が投資奨励法令の運用の問題点であると述べている。加えて、改正法では、責任投資原則(PRI)などの新たなコンセプトも導入するとのことである。

前述のとおり、計画投資省投資奨励局の認識では、関係機関相互の連携不足により手続が 遅延しているというが、日本企業からの聴取によれば(別冊1第3-2、第3-1等)、投資許 可の更新に際しての計画投資省の手続が遅いため、法令で要求される期間よりも遡って手続 を開始しているとのことであり、同局の手続の遅さ自体が実務上問題となっている。

そのほか、ラオス投資奨励法令の運用に関する具体的な情報、具体的に検討、分析された 資料等は見当たらなかった⁶³。

⁻

⁶³ ラオスの投資環境全般について分析したものとして、US Department of State, *Investment Climate Statements: Laos* (2023), *supra* note 1; OECD, *OECD Investment Policy Review*, Chapter 2 (2017) https://read.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/oecd-investment-policy-reviews-lao-pdr-2017 9789264276055-en#page18>, accessed on February 28, 2024.

第5 ビジネス競争法

1 法律の概要・所管官庁

ビジネス競争法(2015 年第 60 号/国民議会)は、全 9 編、95 か条からなり、2015 年 7 月 14 日に成立、2015 年 8 月 28 日に公布された。所管官庁は、商工省国内商事局消費者保護及びビジネス競争課(Ministry of Industry and Commerce, Domestic Trade Department, Consumer Protection and Competition Division)である⁶⁴。

(1) 見出し65

- 第1編 総則(第1条-第7条)
- 第2編 不公正な競争(第8条-第17条)
- 第3編 競争の制限(第18条-第47条)
 - 第1章 競争制限を目的とした合意(第20条-第29条)
 - 第2章 市場支配的地位と市場独占の濫用(第30条-第36条)
 - 第3章 競争制限を目的とした企業結合(第37条-第44条)
 - 第4章 競争制限の適用除外(第45条-第47条)
- 第4編 ラオス競争委員会(第48条-第54条)
- 第 5 編 禁止事項 (第 55 条 第 58 条)
- 第6編 競争法違反の解決
 - 第1章 競争法違反の調査(第59条-第71条)
 - 第2章 競争法違反の解決(第72条-第77条)
- 第7編 競争活動の管理と検査
 - 第1章 競争活動の管理(第78条-第82条)
 - 第2章 競争活動の検査(第83条-第85条)
- 第8編 功績者への報奨金と違反者への措置(第86条-第93条)
- 第9編 最終規定(第94条-第95条)

⁶⁴ 商工省ホームページについて、前掲注25。

⁻

⁶⁵ 見出し及び概要については、公正取引委員会(日本)「ラオス(Lao PDR)」< https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/alphabetic/l/laopdr.html>(2024年2月28日最終閲覧)を参照。

(2) 概要

第1編(総則)は、他の法律同様、目的(第1条)、定義(第3条)、国家政策(第4条)、基本原則(第5条)、適用範囲(第6条)等の規定を置く。

第2編(不公正な競争)及び第3編(競争の制限)は、実体的規定を置いている。まず、不公正な競争行為(第9条)として、他の事業者や消費者等に対し、①誤認させ(第10条)、②営業秘密を侵害し(第11条)、③事業活動を強制し(第12条)、④名誉を棄損し(第13条)、⑤事業活動を妨げ(第14条)、⑥虚偽の広告を行い(第15条)、⑦不当な販売促進を行い(第16条)、⑧事業者団体による差別的な取扱いを行い(第17条)、また、⑨その他関係する法律及び規則に定められた行為をする場合がこれに当たると規定し、事業者はかかる行為を行うことが禁止されている(第56条第1号)。

次に、競争の制限を目的とする合意とみなされる行為として(第 21 条)、①商品又はサービスの価格を決定する(第 22 条)、②市場シェアを決定し、市場を分割する(第 23 条)、③生産量を決定する(第 24 条)、④技術の発展及び商品又はサービスの質を制限する(第 25 条)、⑤商品又はサービスの売買に条件を課す(第 26 条)、⑥他の事業者の市場への参入を妨げる(第 27 条)、⑦他の事業者を市場から退出させる(第 28 条)、⑧入札談合(第 29 条)、⑨その他関係する法律及び規則に定められた行為がこれに当たると規定し、同様に事業者はかかる行為を行うことが禁止されている(第 56 条第 2 号)。なお、かかる①から⑥において、かかる合意が技術発展を促進する場合、商品若しくはサービスの質を向上させる場合又は中小企業の競争力を強化させる場合には、競争委員会は、場合に応じてかかる行為を適用除外とすることができる(第 45 条)。

市場支配的地位とは、競争委員会が定期的に定める閾値を超える市場シェアを有する事業者又は事業者のグループをいい、市場独占とは、関連市場において商品又はサービスを提供する唯一の事業者又は事業者の集団をいう(第 30 条)。これらの地位にある事業者等が、①商品又はサービスの売買価格を不当に決定する場合(第 32 条)、②生産費用を下回る価格で商品又はサービスを販売したり、低品質の商品を販売したりする場合(第 33 条)、③顧客への商品又はサービスの販売を拒絶する場合(第 34 条)、④商品又はサービスの売買に関して抱き合わせの条件を課す場合(第 35 条)、⑤同質の商品又はサービスの売買の際に異なる価格や条件を課す場合(第 36 条)、⑥その他関係法令に定められた業務を行う場合は、市場支配的地位又は市場独占の濫用にあたり(第 31 条)、事業者はかかる行為を行うことが禁止されている(第 56 条第 2 号)。なお、かかる①から⑥の行為が国家の社会経済の発展に寄与する場合又は国家戦略及び安全保障上の理由がある場合は、商品やサービスの価格、量、市場範囲、生産、流通計画の管理に関する政府規制に服することを条件とし、政府は、場合に応じてかかる行為を適用除外とすることができる(第 46 条)。

競争制限を目的とした企業結合とは、①関連市場において競争委員会が定めた閾値を超える市場シェアを有し、②市場への参入及び技術の発展を抑制し、又は③消費者、他の事業者及び国家社会経済の発展に悪影響を及ぼすこととなる合併、株式取得、事業譲渡又はジョイントベンチャーをいう(第 37 条、第 38 条)。なお、かかる①から③の場合も、事業者の1社若しくは2社以上が破産状態にある場合又は当該企業結合が輸出の拡大や技術の発展に寄与する場合は、競争法の適用除外となり得る(第 47 条)。手続として、大企業による企業結合の場合は競争委員会に申請書類を提出しなければならない一方、中小企業による企業結合の場合は通知のみで足りる(第 39 条)。競争委員会は、申請書類を受領した日から 30 日以内に当該企業結合の審査結果を当該事業者に通知しなければならない。当該企業結合を認めない場合、書面にてその理由を当該事業者に通知しなければならない(第 42 条)。

第4編(ラオス競争委員会〔Lao Competition Commission: LCC〕)は、ラオス競争委員会が商工副大臣を委員長とし各省庁の代表等で構成されること(第49条)、同委員会の権限として、企業結合を審査すること、競争法及び関連法令に違反した個人及び法人に対して行政処分を課すこと、刑事訴訟法に定められた関係機関の決定を基に、命令、検査決定、違反者に対する処分を行うこと、検察院に事件の送致を行うことなどが規定されている(第50条)

第5編(禁止事項)において、不公正な競争行為等が禁止事項として規定されているのは 前述のとおりである(第56条)。

第6編(競争法違反の解決)は、競争委員会の調査手続及び競争法違反に対する命令等による解決について規定する。まず、競争法違反の事実が発覚した場合、競争委員会監督下で業務を行う競争監視官は、競争法違反に関して情報収集等を行う。競争法違反の事実を自主的に申告した者は、関連法令に従ってリニエンシーが認められる(第62条)。競争監視官から結果の報告を受けた競争委員会は、調査命令を発布する(第65条、第66条)。調査は、刑事訴訟法の手続に準じて、検察院の関与の下実施される(第67条、第68条)。不公正な競争に係る調査は調査命令から90日以内に(延長可)、競争の制限に係る調査の場合は命令から150日以内に(延長可)、それぞれ調査を終了しなければならない(第71条)。そして、以上の調査結果を踏まえて、競争委員会は、①行政処分を課す命令の発出、②追加調査命令の発出、③刑事手続への送致又は④調査中止の措置を採らなければならない(第72条)。

第7編(競争活動の管理と検査)においては、商工当局が関係各機関と連携して、競争活動に関する政策、戦略の立案、実施、社会への啓発、普及、教育、政府への報告、国際的な協力等を実施し、この実施を検査していくことが規定されている。

-

⁶⁶ See, ASEAN Experts Group on Competition (AEGC) < https://asean-competition.org/read-news-lao-competition-commission>, accessed on February 28, 2024.

第8編(功績者への報奨金と違反者への措置)において、競争委員会は、違反者に対して、違反の重大性に応じて指導、警告、制裁金の賦課等の措置を行うことが規定される(第73条、第87条)。軽微かつ初めての違反(刑事事件でないものに限る。)は、指導、警告の対象となる(第88条)。競争法違反が刑事罰の対象となり検察院に送致された場合、競争法に違反する者は、刑法又はその他罰則規定を有する法律に基づいて処罰される(第92条)。上記に加え、違反者は企業登録証の停止又は撤回等の措置を課される(第93条)。

最後に、第9編(最終規定)において、効力の発生等について規定されている。

2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取(別冊1第6-3)によれば、取引競争に関する首相令(2004年第15号/首相)は、法令検索システム(第4章参照)ではヒットするものの、ビジネス競争法に組み込まれているのですでに効力は存在しないと思われる。そのほか、商工省のホームページに記載されている情報から、競争委員会事務局の任務、権限、組織構成、人員、予算などについて規定する「競争委員会事務局の組織及び活動に関する商工大臣決定」(2022年第292号/商工省)及び競争監視官になるための要件、活動原則、任務と権限、任命と解任等について規定した「競争監視官に関する商工大臣決定」(2022年第293号/商工省)が存在することを確認した。

また、聴取(別冊1第6-3)によれば、第8編に規定する競争法に違反した者に対する行政措置に関してや、第2編に規定する市場支配的地位又は市場独占の濫用の該当性に関して、下位法令及びガイドラインの起草を検討しているとのことである。

ASEAN Experts Group on Competition (AEGC)のウェブページに掲載の情報によれば⁶⁷、ビジネス競争法第90条(罰金措置)の規定の下位法令に当たる「罰金措置に関する政令」に関して検討を実施しているとの情報が掲載されている⁶⁸。また、調査実施者が入手した2023年5月に作成された第31回AEGC会議でラオス競争委員会によりプレゼンテーションされた資料(以下「委員会発表資料」という。)によれば、競争委員会が各商工当局に同政令の草案を提出し意見聴取を経たとのことである。今後は、司法省に提出し法的整合性の検討を依頼し、司法省及び首相府との合同会議により草案の内容を改善し、早期に草案を政府に提出し、審議を経て採択を得ることを目指す予定とのことである。

課される。(第2項)罰金のレベルは具体的な規則によって定められる。

⁶⁷ AEGC, Discussion Workshop on Draft Decree on Fine Measures (November 19, 2023) < https://asean-competition.org/read-news-discussion-workshop-on-draft-decree-on-fine-measures>, accessed on February 28, 2024.
68 第 90 条(第 1 項)この法律、特に刑事犯罪に該当しない禁止事項に違反した個人、法人又は組織は罰金を

3 運用の実態

ビジネス競争法は、運用を担う人材不足に起因し、2015 年以降、法を機能させるための下位法令及びガイドラインが整備されず、法の執行が殆ど行われてこなかったものと思われる。ASEAN 事務局作成の競争法に関する比較法研究レポート(2022 年 7 月)は⁶⁹、ラオスにおいて、2015 年にビジネス競争法が成立し、2018 年に執行機関としての競争委員会が設立されてはいるものの、同法違反の執行がされてこなかったと述べている。聴取(別冊 1 第 6 ー 3)によれば、不公正競争行為や競争制限を目的とした合意に関する事例などで執行の例があるようで、不公正競争行為に関し、直近 2 年間で 7 件の事件を処理したとのことであった。そして、この執行に影響を与えていると考えられるのが、法を機能させるための下位法令の整備を担い、又は競争法違反の調査を行う人材の乏しさである。上記 ASEAN レポートによれば、2020 年時点で競争法の業務に関わるスタッフの数は 6 名のみ、2021 年時点で競争委員会のスタッフの数も 6 名のみであると指摘されている。この数は、いずれも、商工省国内商事局消費者保護及びビジネス競争課の職員を指しているものと思われるが、聴取(別冊 1 第 6 ー 3)のとおり、同課は、消費者保護に係る業務も兼ねており、競争法業務に専従する職員はもっと少ないのではないかと思われる。

なお、補足的な情報となるが、調査実施者が商工省より入手した 2023 年 2 月 16 日付の 「2022 年度ビジネス競争活動及び 2023 年度計画の報告書」によれば、2018 年から 2022 年まで実施されていたドイツ国際協力公社(GIZ)のプロジェクト(Promotion of Competitiveness within the Framework of the Initiative for ASEAN Integration: COMPETE) \dot{m}^{70} 、2022 年から 2025 年まで延長され新たなプロジェクト(COMPETE II)として始動するとのことである。 このプロジェクトは、ラオス、カンボジア及びベトナムにおけるサービス貿易と競争政策の 分野における ASEAN 協定における主要な戦略の実施を目的とする。

また、調査実施者が入手した委員会発表資料によれば、競争委員会事務局は、委員会戦略の策定を計画したと記載されている。同計画は商工省と政府に提出され、2019年以降の政府計画に承認されたが(2024年達成の計画)、パンデミックのため全プロセスが延期されていること、第3回競争委員会及びフォーカルポイント会議は、2023年第4四半期又は2024年第1四半期に開催されることが記載されている(第1回が2019年6月、第2回が2022年7月に

⁶⁹ ASEAN Secretariate, Study on Commonalities and Differences across Competition Legislation in ASEAN and Areas Feasible for Regional Convergence, Second Edition (July 2022) https://www.asean-page-122222

competition.org/file/post_image/Study%20on%20Commonalities%20and%20Differences%20and%20Strategy_Second%20Edition_FINAL.pdf>, p.10, accessed on February 28, 2024.

⁷⁰ See GIZ, *Promotion of Competition in ASEAN* (May 2022) < <u>Promotion of competition in ASEAN - giz.de</u>> accessed on February 28, 2024.

ラオス調査研究結果報告書(本文)

開催されている)。戦略の詳細については同資料に記載されておらず、情報を得ることはできなかった。

第6 証券取引法

1 法律の概要・所管官庁

証券取引法(2019 年第79 号/国民議会)は、全15 編、204 か条からなり、2019 年12 月3日に成立、2020 年1月14日に公布された。所管官庁は、中央銀行の一部局である証券取引監視委員会(Lao Securities Commission)である 71 。

(1) 見出し

- 第1編 総則(第1条-第7条)
- 第2編 株式・社債・国債の発行と株式・社債発行会社・上場会社の運営
 - 第1章 株式の発行(第8条-第24条)
 - 第2章 社債の発行(第25条-第33条)
 - 第3章 国債の発行(第34条-第35条)
 - 第4章 株式・社債発行会社と上場会社の運営(第36条-第40条)
- 第3編 集団投資ファンド (第41条-第52条)
 - 第1章 投資信託 (第42条-第50条)
 - 第2章 私募ファンド (第51条-第52条)
- 第4編 証券仲介業者(第53条-第110条)
 - 第1章 証券会社(第54条-第70条)
 - 第2章 ファンド運営会社(第71条-第76条)
 - 第3章 資産評価会社(第77条-第84条)
 - 第4章 資産管理銀行(第85条-第91条)
 - 第5章 監査会社(第92条-第97条)
 - 第6章 信用格付機関(第98条-第103条)
 - 第7章 社債権者と国債権者の代表(第104条-第110条)
- 第5編 証券業専門家と証券協会
 - 第1章 証券業専門家(第111条-第113条)
 - 第2章 証券協会 (第114条-第117条)
- 第6編 証券取引所 (第118条-第137条)
- 第7編 証券保管振替機構 (第138条-第145条)

 $^{^{71}}$ 証券取引監視委員会ホームページ < $\frac{\text{http://www.lsc.gov.la/}}{\text{www.lsc.gov.la/}}$ (最終閲覧 2024 年 2 月 28 日)。

- 第8編 証券の不公正取引 (第146条-第151条)
- 第9編 証券活動に関する情報の報告、開示及び維持(第152条-第155条)
- 第10編 証券事件の調査 (第156条-第163条)
- 第11編 証券業務に関する国際協力(第164条-第170条)
- 第 12 編 禁止事項 (第 171 条 第 184 条)
- 第13編 証券活動の監督と検査
 - 第1章 証券業務の監督 (第185条-第193条)
 - 第2章 証券業務の検査(第194条-第200条)
- 第14編 違反者に対する方針と違反者に対する制裁(第201条-第202条)
- 第15編 最終規定 (第203条-第204条)

(2) 概要

証券取引法は、第1編(総則)として、目的(第1条)、定義規定(第2条、第3条)、 証券活動に関する国家政策(第4条)、証券業務運営に関する原則(第5条)、証券業務を 行う者等の保護(第6条)、法の適用範囲(第7条)を規定している。上場会社とは、証券 取引所に株式を上場することを認可された会社をいい(第3条第14号)、取引所で現に株式 が取引されていることを意味しない。

第2編(株式・社債・国債の発行と株式・社債発行会社・上場会社の運営)は、第1章に おいて株式の発行に関する規定を置く。株式発行の種類(第9条)として、公募(第10 条)、第三者割当(第 11 条)及び新株引受権の付与(ライツオファリング、第 12 条)の 3 種類があることを規定している。株式発行の要件(第 13 条)として、①証券取引監視委員会 から認可を受けていること、②公開会社として法令に基づき設立されていること、③最低資 本金として5億キープを有していること、④同委員会が定める取締役会の構成を有するこ と、⑤株主総会で承認された株式発行計画と資本活用計画を有すること、⑥同委員会が承認 した監査会社による財務諸表の監査を受けていること、⑦その他の関連法令で要求される要 件を満たすこと、が必要である(同条第1項)。これとは別に、海外募集の場合は、①②⑤ の要件のほか、大きな資本を必要する分野で事業を行うこと、配当の支払いを確実にする良 好な業績と安定した収入源を有していること、その他関連法令で要求される要件を満たすこ と、とされている(同条第2項)。株式発行申込書(第14条)、財務諸表(第15条)、目 論見書(第 16 条)、株式発行引受契約書(第 17 条)の各内容について規定した後、証券取 引監視委員会が、株式発行の申込みを受領から 45 日以内に検討し、却下することもできる旨 規定している(第18条)。株式の発行手続においては(第19条)、マスメディアでの発表 (第1号)、株券の発行(第6号)等が必要とされている。更に、発行会社は、発行後、株 式発行の結果を委員会に報告し、委員会は株式発行を証明する必要があるが(第20条第1項 及び第2項)、株式の発行が発行済株式総数の80%未満となる場合には、当該発行は不成立 となり、引受証券会社は当該発行の引受けを行うことができない(同条第3項)。

社債の発行(第2章)については、株式の発行(第1章)の規定が準用され(第33条)、株式の発行に類似する規律が存在する。社債発行の種類は、公募債と私募債であり(第26条)、社債発行にかかる最低資本金は10億キープである(第28条第1項第3号)。株式と同様に、委員会が社債の発行を却下することもできる(第33条、第18条)。国債の発行(第3章)に関しては、2019年法に新設された条文が2か条置かれるのみであり、詳細は関連法令によるものとされている(第34条)。

株式・社債発行会社及び上場会社の運営(第4章)において、これらの会社は、委員会が 定める企業統治(コーポレート・ガバナンス)の原則(第36条。後述2参照)や会計法等が 定める会計報告基準(第37条)に従わなければならないと規定されている。さらに、これら の会社における株式譲渡による買収(第38条)、関係当事者間での取引(第39条)、事業 (資産)取引(第40条)においては、委員会が定める詳細手続に従って実施されなければな らない。

第3編(集団投資ファンド)は、集団投資ファンドの種類としてミューチュアル・ファン ドとプライベート・ファンドがあると規定する(第41条)。 ミューチュアル・ファンド(第 1 章)は、ファンド運用会社が、契約形態に基づきファンドユニットを発行することにより、 国内外の個人、法人、団体から資金を集めるために設立されたファンドであると定義されて おり(第42条)、設立された投資会社の株式を購入する会社型ではなく、契約により受益証 券(いわゆる投資信託)を購入し、受益証券の発行が特定の単位(ユニット)ごとに行われ る形を採用している。ミューチュアル・ファンドの対象商品は、貯蓄預金、定期預金などの 金融市場商品、上場株式、社債、国債、リターンのある開発プロジェクト等であり(第 43 条)、その種類として、プロジェクト期間の確定しているクローズドエンドのものと、確定 していないオープンエンドのものがある(第44条)。ミューチュアル・ファンドの組成に関 しては、要件(第45条)、申請手続(第46条)及び申請を却下する場合(第47条)が定め られている。ファンドの組成が委員会に許可された後、ファンド管理会社は、所定の手続に 沿ってファンドユニットを発行し(第 48 条)、その後直ちに委員会においてファンドの登録 を行う(第49条)。ミューチュアル・ファンドの運営につき、その資産は、①資産管理銀行 が保管・管理し、②ファンド管理会社の資産から分離され、③ファンドの投資主の資産とみ なされる。④ファンドの運用により得られた収益及びその他の資産は、ファンド資産とな る。⑤投資判断のために、投資方針、リスク、リターンなどの情報は投資家に開示しなけれ ばならない。⑥ファンドの純資産価値の計算、ファンドユニットの売却価格及び償還価格の 決定は、技術的原則に準拠し、一般に開示しなければならない(第50条)。

他方、プライベート・ファンド(第2章)は、ラオス証券取引監視委員会が定める金額を 超えない範囲で、国内外の個人、法人、組織から資金を集める集団投資ファンドの一種であ ると定義され(第51条)、その運営はミューチュアル・ファンドの規定に従うが(第50条)、ファンド運用を行う者について特別の要件が規定されている(第52条)。

第4編(証券仲介業者)は、証券仲介業者を第1章から第7章に規定する仲介業者及び委 員会が指定するその他の証券仲介業者の8つに分類している(第53条)。証券会社(第1 章)は、証券業務を営む金融機関と定義され、その事業を営むためには委員会から免許を取 得する必要がある(第54条)。免許の実体的要件として、①国内外の商業銀行、国内外の保 険会社、外国証券会社により、発行済株式総数全ての株式を保有されていることが必要であ り、その他の法人及び個人については、商業銀行、保険会社、証券会社との共同出資が必要 で、出資比率は委員会が定めるとされている。②登録資本金は、財務アドバイザリーには少 なくとも50億キープ、証券仲介には少なくとも300億キープ、証券引受(アンダーライタ 一)には少なくとも1000億キープが必要とされている。また、③少なくとも法人設立後3年 間の事業計画を立てること、④内部統制システム、リスク管理、情報通信技術、社内及び関 係者・法人との利益相反の防止策を有すること(財務アドバイザリーである証券会社を除 く)、⑤証券業務、金融、銀行、法律の分野における知識と経験を有する取締役、最高経営 責任者、副最高経営責任者を有すること、⑥詐欺、横領、財務上の不正行為などの刑事犯罪 で裁判所の判決を受けていない取締役会を構成する取締役、最高経営責任者、副最高経営責 任者を有すること、⑦十分な人数の証券業務専門家を確保すること、⑧健全な財務状況を有 し、関係当局の認可を受けた監査会社による監査を受け、財務上の不正行為により刑に処せ られたことがないこと、⑨関係法令に定めるその他の要件を満たすこと、との要件が存在す る (第55条。なお、免許申請手続について第56条、その申請を却下する場合について第57 条に規定されている)。証券会社の業務範囲としては、①財務アドバイザリー、②証券に関 する投資助言、③証券仲介、④証券売買、⑤証券引受、⑥プライベート・ファンドの運営、 ⑦委員会が定めるその他の事業の全部又は一部の業務を営むものとし、その業務範囲を変更 する場合は、委員会の許可を得る必要がある(第58条)。さらに、証券会社が、①登録資本 の増減、②会社、支店等の名称、所在地の変更、③一時的な営業停止(法令違反を除く)、 ④5%以上を保有する株主の異動、⑤取締役会の構成、最高・副最高経営責任者、監査委員会 の構成の変更、⑥関連法規に定める変更をする場合には、証券取引監視委員会の許可が必要 である(第 66 条)。その他、証券会社の権利・義務(第 59 条)、支店、駐在員事務所等の 設置(第 60 条、第 61 条)、登録資本金の払込(第 62 条)、組織体制(第 63 条)、定款記 載事項(第 64 条)、自己資本比率(第 65 条)、会計制度(第 67 条)、業務停止(第 68 条)、免許取消及びその後の措置(第69条及び第70条)が定められている。

集団投資ファンドの組成運用に関する業務を行うファンド運営会社(第2章)について も、委員会からの免許取得が必要であり(第71条)、その要件としては、証券会社とほぼ同様であるが(第55条)、登録資本金は100億キープが必要とされている(第72条)。 証券分野における土地、建物等の資産評価を行う資産評価会社(第3章)は、①外国の資産評価会社で3年以上資産評価事業を営み、納税者番号を有すること、②資産評価に関する知識と経験を有し、資産評価に関する研修修了証又は国内外の資産評価プロフェッショナルの資格を有する資産評価の専門家を十分な人数配置すること、③適用される法令に規定されるその他の要件を満たすことが必要とされている(第78条)。

資産管理銀行(カストディアン・バンク。第4章)は、本法に基づき設立された商業銀行であるか、資産運営サービスを提供し、投資家の管理利益を保護する代理人となることを認可された外国商業銀行をいい、同様にサービスの提供には、証券取引監視委員会の承認が必要である(第85条)。その要件は、①ラオス中央銀行が適宜定める健全性規制(プルデンシャル規制)を遵守すること、②保管、資産管理、投資家の利益保護などのシステムを含む部門又はユニットを持つこと、③資産管理、投資家の利益保護等に関する知識と経験を有するスタッフを有すること、④外国商業銀行においては納税者番号を持つこと、⑤適用される法令に定められたその他の要件を満たすことが必要とされる(第86条)。

財務諸表の監査を行う監査会社(第5章)も、①適用される法令を遵守して事業を運営する、②ラオス職業会計士・監査人会議所の会員である、③監査の経験がある、④適用される法令に定められたその他の要件を満たすこととの要件の下、その運営には証券取引監視委員会の承認が必要である。

信用格付機関(第6章)は、関係法令に基づき設立された法人又は証券分野における企業や証券の品質やリスクに関する信用格付を行う外国の信用格付業者をいうところ、以下の要件を基に証券取引監視委員会の承認が必要となる。具体的には、①信用格付に関する知識と経験を有する信用格付の専門家を適切な人数配置すること、②信用格付における評価と経験を持つこと、③国際的な原則と基準に従って信用格付サービスを提供すること、④信用格付サービスの提供を保証する、安全で健全な運営メカニズムを有すること、⑤外国の格付機関においては納税者番号を有することが必要となる。

社債権者及び国債権者の代表(第7章)とは、目論見書などに定める社債・国債発行者の権利行使や義務履行を監視するため、投資家の代表としてサービスを提供する、関連法令に準拠して設立された商業銀行、証券会社、又は外国商業銀行、外国証券会社をいう(第104条)。代表者となるためには、①コーポレート・ガバナンスを確保し、健全な運営を行っていること、②代表者としての知識と経験を有する取締役及び従業員を擁し、詐欺、横領、財務上の不正行為に関する犯罪で裁判所から判決を受けたことがないこと、③適用される法令に定められたその他の要件を満たすこと、を要件に証券取引監視委員会の承認が必要となる(第105条)。

第5編(証券業専門家と証券協会)は、証券業専門家について、証券取引監視委員会から の資格証明書を取得した、いわゆる証券ブローカーや証券ディーラー、投資アドバイザー、 証券アナリストなどをいうことを定めている(第111条、第112条)。また、証券協会につ いて、経済団体の任意により設立され、営利を目的とせず、相互扶助を図り、協会及び会員の適法な権利利益を保護し、証券活動の発展に寄与することを目的として運営される団体であること(第114条)、その種類として、①証券会社及び証券業協会、②上場会社協会、③証券取引監視委員会が定めるその他の協会が存在し(第115条)、設立には、証券取引監視委員会による意見申請、商工省への設立申請、認可後の内務省への登録が必要となること(第116条)を定めている。

第6編(証券取引所)において、証券取引所は、有価証券の上場、取引、清算に関する業務 を行う金融機関であり、株式会社又は公開会社の形態でのみ設立され、証券取引監視委員会 の認可が必要であると規定される(第 118 条)。そのための実体的要件は、①健全な財務状況 と証券取引所の運営における豊富な経験を有すること、②少なくとも 3,000 億キープの登録 資本金を有すること、③情報通信技術システム、証券上場、取引、清算、バックアップシス テム、保守計画、関連する外部システムとの連携計画を有すること、④内部統制システム、 リスク管理システム、利益相反防止に関する計画、その他証券取引所の運営を支援する関連 システムを有すること、⑤設立後3年間の事業計画を持つこと、⑥組織的な構造を持つこ と、⑦適用される法令に規定されるその他の要件を満たすことである(第119条)。証券取 引所は、株主総会、取締役会、取締役の専門委員会、最高及び副最高業務執行取締役等によ って構成される(第126条)。株主総会については企業法の規定が多く準用されている一方 (第127条)、取締役会は5名以上の取締役で構成され、取締役会総数の3分の1以上を独立 の取締役が占めること、任期は2年(再任可)などの等の定めがある(第129条)。取締役会 の専門委員会は、監査委員会とリスク管理委員会から構成される(第 131 条)。監査委員会 は、証券取引所を監視、検査するための規則や仕組みを策定するなどの業務を行う(第 132 条)。リスク管理委員会は、証券取引所のあらゆる側面におけるリスク管理のための仕組みを 検討策定する業務を行う(第133条)。最高及び副最高業務執行取締役は、取締役会によって 選解任され(第134条)、証券取引所の事業計画、予算計画、財務に関する方針等を取締役に 提案し、審議承認を得るなどの業務を行う(第135条)。

第7編(証券保管振替機構)において、証券保管振替機構は、証券登録、証券保管振替、証券決済等の業務を行う金融機関であり、その運営には証券取引監視委員会の認可が必要であり、その形態は株式会社又は公開会社のみとされる(第138条)。その設立要件は、証券取引所とほぼ同様であるが、登録資本金として少なくとも500億キープが必要である(第139条)。その他の機関構成については、証券取引所の規定が準用されている(第145条)。

第8編(証券の不公正取引)は、証券の不公正取引として、①市場操作、②インサイダー取引、③市場取引に関する勧誘、④証券活動に関する誤解を招く情報の作成、提供、流布、⑤ 証券活動に関する財務諸表及びその他の文書の偽造が定められており(第146条)、国内外を問わず全ての者は、不公正取引を行うことを禁じられている(第171条第1号)。類型ごとに定義規定が置かれている(第147条から第151条)。

第9編(証券活動に関する情報の報告、開示及び維持)は、証券取引所、証券保管機構、株式発行者、社債発行者、上場会社、証券仲介業者その他の関係者が証券取引監視委員会への報告義務を負い、情報の開示義務を負うことなどを規定する(第152条、第153条)。

第10編(証券事件の調査)において、人民検察院等の指示により、刑事訴訟法に基づく証券 事件に関する調査が開始され、証券取引監視委員会事務局の職員である証券調査官が調査結 果報告書を作成し、検察院に送付するといった、一連の証券事件の調査手続が定められてい る(第156条以下)。

第 11 編(証券活動に関する国際協力)は、外国の証券監督当局との間での相互の情報提供、 情報の共有利用等について定める(第 164 条以下)。

第12編(禁止事項)は、無許可で証券業務を営む、証券を発行するといった一般的禁止事項のほか、それぞれの証券仲介業者や証券業務従事者、証券協会、証券取引所、証券保管振替機構などに対する禁止事項についても細かく定めている(第171条以下)。

第13編(証券業務の監督、検査)では、証券取引監視委員会及びその事務局を証券業務監督機関として定めている(第185条)。証券取引監視委員会は、ラオス副首相を委員長とし、ラオス銀行総裁を第一副委員長、財務副大臣を第二副委員長とした上で、関連部門の副大臣を委員とすることを規定している(第187条)。証券取引監視委員会事務局は、人事及び予算面で中央銀行の監督にある証券活動の監督、監視検査を行う実務機関である(第190条、第192条)。

最後に、他の法律と同様に、第 14 編(違反者に対する方針と違反者に対する制裁)と第 15 編(最終規定)を置いている。

2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

証券取引法の下位法令は多岐にわたり存在する。証券取引監視委員会のホームページに同 監視委員会が責任機関である下位法令等の一覧が⁷²、証券取引所のホームページに同取引所が 責任機関である下位法令等の一覧がそれぞれ掲載されている⁷³。掲載されている下位法令には 上記の証券取引法(2019 年)以前に発効しているものも多く、それらについては効力が依然 存続しているか消滅しているか判然としないが、以下では、効力が存続していると思われる ものを記載する。

-

⁷² 同委員会によれば、同委員会が所管する 98 個の下位法令が存在するとのことである(面談を実施した 2023 年 7 月現在)。

⁷³ 証券取引所ホームページ<<u>LSX - Lao Securities eXchange</u>>(最終閲覧 2024 年 2 月 28 日)。

証券取引監視委員会所管の下位法令としては、「情報の報告及び開示に関する規則」 (2019 年第 4 号/証券取引監視委員会) ⁷⁴、「資産評価会社の承認に関する決定」 (2022 年第 10 号/証券取引監視委員会)、「資産管理銀行の承認に関する決定」 (2021 年第 10 号/証券取引監視委員会)、「社債権者と国債権者の代表に関する決定」 (2021 年第 14 号/証券取引監視委員会)、「関係当事者取引に関する決定」 (2016 年第 23 号/証券取引監視委員会) ⁷⁵、「証券会社の証券業務執行権限に関する決定」 (2021 年第 22 号/証券取引監視委員会)、「上場会社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの承認に関する決定」 (2019 年第 11 号/証券取引監視委員会) ⁷⁶、「証券取引所の運営に関する決定」 (2022 年第 30 号/証券取引監視委員会)、「上場会社における株式分割又は予定株式分割に関する通知」 (2021 年第 10 号/証券取引監視委員会事務局)等がある。

「上場会社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」は、証券取引法第36条を受け、G20/OECD や ASEAN のコーポレート・ガバナンス原則に基づく国際標準を導入するものであるとして、国際金融公社 (IFC) の支援で策定されたものである。その構成は、以下のとおり、4つの編及び8つの原則より構成されている。各原則の下に、「推奨」とそのための「要件」が詳細に記載されているが、以下の表では省略する。

【上場会社のコーポレート・ガバナンスに関するガイドライン】

第1編 株主の権利及び株主の平等な取扱い

原則1 株主の権利を効果的に行使するための枠組みを構築する

第2編 ステークホルダーとの関係の管理

原則2 効果的なステークホルダーの関与を構築する

第3編 情報開示と透明性

原則3 企業情報開示と財務報告を強化する

第4編 取締役会の役割と責任

原則4 効果的な取締役会を選任する

原則 5 取締役会の役割、責任及び説明責任を定義する

原則6 取締役会委員会を選任する

原則7 取締役会の効率性を強化する

原則8 実効的な内部統制システムとリスク管理体制を構築する

^{74 2019} 年証券取引法成立前より存在するが、同法第 152 条から第 155 条が関連する規則に従った情報の報告・開示を定めており、同規則の効力が存続しているものと思われる。

⁷⁵ 2019 年証券取引法成立前より存在するが、同法第39条第2項が関係当事者間取引に関する手続等の詳細は 別途証券取引監視委員会が決定する旨規定しており、同法成立後に新しい規則が成立されていないことから同 規則の効力が存続しているものと思われる。

⁷⁶ 同ガイドラインは証券取引監視委員会のホームページ(前掲注73)に掲載されている。

証券取引所所管の下位法令としては、市場運営に関する規則(2018 年第 10 号/証券取引所)、電子証券口座開設に関するガイドライン(2022 年第 787 号/証券取引所)、社債及び国債上場規則(2023 年第 9 号/証券取引所)、共同補償基金に関する規則(改正)(2021 年第 1 号/証券取引所)、コーポレート・ガバナンス評価に関するガイドライン(2023 年第 463 号/証券取引所)、証券登録規則(改正)(2023 年第 5 号/証券取引所)、証券上場規則(改正)(2023 年第 7 号/証券取引所)等がある。

3 運用の実態

証券取引法制は、ラオス資本市場の構築のための2010年の証券取引所の開設、2012年の証券取引法(首相令から格上げ)の制定を契機として、詳細にわたる下位法令が整備され、証券取引実務が推進されてきた。2019年改正法の制定以降も、前述のとおり下位法令の整備が進行中である。調査において把握した限り、国内外における証券取引の需要喚起、証券仲介業者の参入促進、新たな金融商品に対する規制強化といった課題はあるものの、現時点では、法令の運用面での目立った課題は存在しないようである。今後、下位法令に基づく運用が進んでいくにつれて課題が出てくる可能性はある。以下において、かかる調査結果を補足して説明する。

まず、2019年証券取引法の改正経緯について、中央銀行の報告書によれば、2012年証券取引法は、全体としてはラオスにおける証券取引の発展に大きな変化をもたらし、長期的な資金調達を可能にしたと評価される一方、他の法令等との整合性に関する問題があったうえ、体系化が不十分であり、経済の変化への対応や国際基準との連動等の点を強化する必要があったと説明されている。 具体的には、2012年法には運用にかんがみ以下のような問題があったと同報告書に指摘されている。 ①株式と社債の区別が不明確である、②証券販売業と登録業の活動を明確化する必要がある、③ファンドについて規定を明確化し、資金調達先を拡大する必要がある、④仲介業者に関する規定がまだ充実していない、⑤証券取引の専門家の役割が不明確である、⑥証券取引所と証券保管機構は分離すべきである、⑦証券取引における不公正行為についての規定を欠く、⑧証券犯罪に関する捜査官の権限と任務についてより明確化する必要がある、⑨証券取引事業に関する国際協力に関する内容の規定を設ける必要がある、⑩証券監督者国際機構(IOSCO)が定める原則に適しない規定を改定する必要がある。 00証券監督者国際機構(IOSCO)が定める原則に適しない規定を改定する必要がある。 18、⑪証券取引監視委員会の日常的な問題解決の役割を戦略的にシフトする必要がある。 以上の経緯を経て制定された 2019年改正法について、その多くが法文上反映されており、聴取に

⁷⁷ ラオス中央銀行「2012 年ラオス証券取引法運用調査報告書」

⁷⁸ IOSCO の概要については、日本の金融庁のホームページを参照<<u>https://www.fsa.go.jp/inter/IOSCO_gaiyou.pdf</u>>(最終閲覧 2024 年 2 月 28 日)。

よれば(別冊1第6-1)、同法に従った下位法令の整備が進行中であるとのことであり、整備が完了したものについては法令と運用の整合性が取れているとのことである。

次に、ラオスにおける証券取引の実態について概説する⁷⁹。ラオス証券取引所は、2010年 10月10日、ラオス中央銀行が51%、韓国証券取引所が49%の株式を保有する合弁会社とし て設立され、2011 年 1 月 11 日以降、営業を開始した。政府、国有企業及び民間企業は、2020 年までに、市場メカニズムを通じて国内外から最大 230 億 1,600 万キープ (GDP の 14.03% をカバー)の資金を調達した。2022年は、急激なキープ安やハイパーインフレなど、内外の 不利な要因によりラオスの消費と投資を減少させ、証券取引所では、売買代金が 2021 年比で 48.85%、出来高が53.28%減少した。一方、株価指数の終値は前年比18.84%増の717.28ポイ ントとなり、時価総額も前年 18.67%増の 9 兆 4,750 億キープとなった。同時に、取引所の株 式口座数は 2021 年と比較して 3.14%増加している。上場株式は 11 銘柄、社債は国内 1 銘 柄、国外2銘柄、国債は2018年に発行したものがあるのみである(2023年7月時点)。国際 財務報告基準(IFRS)の適用、コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン策定など、 上場企業の監督が強化されている。法整備に関しては、2011年から(2019年証券取引法が施 行された) 2020 年まで 73 の法令制定及び改正が行われ、実務への対応が図られてきた。公開 会社に関する規定は、企業法(前述第2章第2)において盛り込まれるように見直しが推進さ れた。キャピタルゲインやインカムゲインに関する税金を免除するなど(2013年)、税制面 での優遇もまた推進された。しかし、依然として、企業は資本市場を利用したがらない、一 般大衆は株式購入への関心が低い状況にあり、更なる上場の奨励が必要であり、証券仲介業 者の不足などにより十分な需要喚起やサービス提供ができていない。仲介業者は、証券会社 が3社、ファンド運営会社は0社、資産評価会社が8社、資産管理銀行が3社、監査会社は3 社、信用格付機関は1社のみである(2023年7月時点)。今後は、証券仲介業者の参入を促 進し、証券取引を活発化させる必要があるところ、前述のとおり、2019年改正法成立以降、 仲介業者に関する下位法令の整備が進められている。

_

 $^{^{79}}$ 「ラオス資本市場発展 10 か年戦略計画(2021-2030)及び 2035 年ビジョン(修正版)」(2022 年第 296 号首相令により承認)、証券取引所「証券取引所 2022 年年次報告」及び 2023 年 7 月時点における証券取引監視委員会事務局からの聴取(別冊 1 第 6-1)に基づく。

第7 電子商取引法

1 法律の概要・所管官庁

電子商取引法(2022 年第72 号/国民議会)は、全12 編、75 か条からなり、2022 年12 月29 日に成立、2023 年2月10日に公布された。所管官庁は、技術通信省デジタル技術局 (Ministry of Technology and Communications, Departmet of Digital Technology)である⁸⁰。

(1) 見出し

- 第1編 総則(第1条-第7条)
- 第2編 電子データメッセージ、電子契約及び電子書面
 - 第1章 電子データメッセージ (第8条-第13条)
 - 第2章 電子契約 (第14条-第18条)
 - 第3章 電子書面 (第19条-第24条)
- 第3編 電子商取引システム (第25条-第29条)
- 第4編 デジタル身分証明と認証(第30条-第40条)
- 第5編 国家機関により利用される電子商取引 (第41条-第42条)
- 第6編 仲介人 (第43条-第45条)
- 第7編 電子商取引に関する事業 (第46条-第54条)
- 第8編 電子商取引事業者及びサービス利用者の権利及び義務 (第55条-第58条)
- 第9編 禁止事項 (第59条-第63条)
- 第10編 電子取引業務の管理と監査
 - 第1章 電子取引業務の管理(第64条-第68条)
 - 第2章 電子商取引業務の監査 (第69条-第71条)
- 第11編 功績者への報奨金と違反者への措置(第72条-第73条)
- 第12編 最終規定 (第74条-第75条)

⁸⁰ 技術通信省ホームページ< (最終閲覧 2024年2月28日)。なお、同ホームページ内に各局、関連センターについてのページが存在するも、デジタル技術局のサイトは未整備であると記載されており、ページが存在しない。

(2) 概要

第1編(総則)において、他の法律同様、目的(第1条)、定義(第3条)、国家政策 (第4条)、基本原則(第5条)、適用範囲(第6条)等の規定を置いている。

第2編(電子データメッセージ、電子契約及び電子書面)において、第1章(電子データメッセージ)は、電子データメッセージの送信元と責任の決定の規定(第11条)や電子データメッセージの送受信日時及び場所(第12条)に関する規定を置いている。第2章(電子契約)は、電子契約の成立(第15条)や電子データ交換及びその他の種類の自動メッセージを生成する電子情報システムの使用(第18条)について規定している。第3章(電子書面)は、電子文書としての承認の要件(第20条)、電子文書の保管(第21条)、証拠としての使用(第22条)などについて規定している。

第3編(電子商取引システム)及び第4編(デジタル身分証明と認証)は、改正法で新設された編として、電子商取引事業の内容としての電子商取引システム事業、デジタル身分証明事業について規定する。第3編は、電子商取引システム事業と事業によるサービス提供について定めるともに、商取引サービスの提供で必要となる口座(ID)の管理について規定している(第28条及び第29条)。第4編は、デジタル上の身分の定義、身分を特定する情報の内容、身分の設定、身分証明の手順、証明手続、証明の信用度、身分認証、認証手続、認証の方法、身分認証の信用度などについて規定している。なお、改正前2012年法第3編に規定されていた電子署名に関しては電子署名法(2018年第59号/国民議会)として独立している。

第 5 編(国家機関により利用される電子商取引)は、電子によるライセンスや支払証明等が国家機関に承認されうるものとなるための書面や署名等に関するルールなどを定めている(第 42 条)。第 6 編(仲介人)では、仲介人をデータの送受信又は保存のために他人にサービスを提供する者と定義し(第 43 条)、その責任の範囲を規定している(第 44 条)。

第7編(電子商取引に関する事業)及び第8編(電子商取引事業者及びサービス利用者の権利及び義務)については、改正法より新設された。第7編は、電子商取引事業について、電子商取引事業として、電子商取引システム事業者(第3編参照)、デジタル上身分証明認証事業(第4編参照)及び電子署名認証発行業者(電子署名法)を想定している(第46条)。このような電子商取引事業を行う者は、企業登録の後、事業許可を取得するための申請をする必要がある(第47条)。加えて、その実体的な要件(第48条)、手続としての申請書類(第49条)、許可の検討手続(第50条)などが規定されている。事業許可の取得をした後においては、サービス提供のための場所、十分な人員などを整えることが要件となっている(第51条)。この要件が履行できないと事業許可が停止になるなどのおそれもある(第53条)。第8編においては、電子商取引事業者の権利及び義務(第

55条)、デジタル身分証明、認証サービス事業者の権利及び義務(第56条)、電子署名の認証発行事業者の権利及び義務(第57条)、サービス利用者の権利及び義務(第58条)が規定されている。

第9編(禁止事項)として、全ての者に対し電子文書等の偽造や誤情報の提供、不正アクセスやコピー等を禁止するとともに(第59条)、仲介人に対しても承認を得ていない業務の実施や規則違反を個別に禁止している(第60条)。

第 10 編(電子取引業務の管理と監査)では、改正前 2012 年法では科学技術省及びその下部組織を管理機関と定めていたものを全て技術通信省とその下部組織に変更している (64 条)。

最後に、他の法律と同様、第 11 編(成果をあげた者への特別褒賞と違反者への措置) と第 12 編(最終規定)を置く。

2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取によれば(別冊1第6-8)、電子商取引法は、技術通信省と商工省が協力して起草した法律であり、その下位法令及びガイドラインとしては、商工省所管の「電子商取引に関する政令」(2021年第296号・政府)及び「電子商取引における事業活動許可の通知及び申請手続に関するガイドライン」(2023年第479号・商工省)が存在する。この政令は電子商取引法が施行される前より効力を有しているが、電子商取引法の成立、施行によってもなお効力を有していると整理されているようである。

「電子商取引に関する政令」は、自社プラットフォームや電子市場を通じて取引を行う既存の電子商取引事業者は政令発行日(2021年6月14日)から90日以内に商工省に届出を行う必要がある、と規定している。新規事業者も同様に届出の必要がある。それにより商工省より2年間有効の電子商取引承認証明書の発行を受けることができる。証明書の有効期限が切れる30日前までに申請すれば更新可能である。一方、電子市場事業者は、法人である必要がありその事業ライセンスを取得しなければならない。外資規制として、外国持株比率は90%に制限され、最低登録資本金として100億キープが必要となる。この規制は、他のラオスにおける規制と合わせて検討する必要がある。例えば「卸売・小売業に関する決定」(2015年第1005号/商工省)では外国持分比率に応じた登録資本規制が存在する。また、同政令には、電子商取引契約の成立から終了までの要件などの詳細やプラットフォームで取引を行う者の情報提供の義務等が規定されている。

関連法令としては、「情報通信技術 (ICT) 法」 (2016 年第 2 号/国民議会)、改正前電子 商取引法 (2012 年) から独立して個別の法律となった「電子署名法」及びこの下位法令であ る「電子署名に関する決定」 (2020 年第 1101 号/技術通信省) が存在する。そのほか技術通信省が所管する電子取引に関連し得るものとして、「サイバー犯罪防止法」 (2015 年第 61 号 / 国民議会) 及び「電子データ保護法」 (2017 年第 25 号/国民議会) が存在する。

なお、2019年1月22日に電子商取引に関する ASEAN 協定が署名されており、国境を越えた電子商取引を促進するために、①ICT の利用を通じたペーパーレス取引を促進すること、②電子署名及び電子署名の使用を奨励すること、③オンラインでの消費者保護の措置の提供、④各国法規制の範囲内での国境を越えた自由な情報の流通、⑤オンライン個人情報保護措置の提供、⑥事業実施に際してコンピューティングの自国内の設置を要件としないことで合意し(ラオスは、カンボジア及びミャンマーとともに、電子署名の効力の承認及びオンライン消費者保護の提供の義務を協定の発効日から5年間負わないこととされていたが、2024年1月23日以降その義務を負うこととなる)、さらに、各国にてサイバーセキュリティの強化や電子決済の促進に努めるものとしている。

3 運用の実態

聴取によれば(別冊 1 第 6-8)、2022 年に電子商取引法が改正されたのは、内容的に矛盾があったことと国際基準に合わせる必要があったため、とのことである。同法草案の2022 年12 月の国民議会審議における「電子商取引法改正案の報告書」によれば、政府は、アプリの利用など近時の電子商取引の拡大により、電子署名法等、電子化に向けた関連法を整備してきたが、電子署名法を1年間実施した時点で、民間セクターが同法を活用できていない実態が明らかになり、政府機関の管理体制がうまく機能していなかったことが改正の契機になったと記されている。また、旧法では「国際契約における電子通信の使用に関する国連条約」(2005 United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts)との整合性に問題があったため、その関係で旧法をより明確化、国際化することを目指して改正された、と指摘されている。

もっとも、ある日本企業からの聴取によれば 81 、この分野は(特に)法令が実務を意識して作られておらず不透明であり、技術通信省に照会しても明確な回答が得られないとの声があった。また、技術通信省も、外資による投資を促進するために実務上運用できるかの判断未了のまま法整備を進めていることを認めている(別冊 1 第 6-8)。これは、前述した ASEAN協定等を踏まえたラオス政府によるデジタル経済発展戦略に基づき、急ピッチで進められた法整備による結果であると思われる。

-

⁸¹ 特定されうるので別冊1におけるインタビューには掲載していない。

ラオス政府は、2021年12月、2021年から2030年にわたる10年間の「国家デジタル経済発展戦略」を策定し、発表している。この戦略では、冒頭において、デジタル経済(デジタル・エコノミー)の発展が市民の生活水準の向上や国家の発展にとって極めて重要であり、国際的にもASEAN地域内においても、各国がデジタル競争力の強化を目指していることが指摘され、ラオスでもそれを目指すべきとの「ビジョン」が示され、その戦略の第1として「法整備」を挙げている。

法整備の目標は、平等と公正な競争を促進し、国のデジタル経済の安定を確保することで あるとされ、この戦略の主な目的として4つが掲載されている。

- 1) 既存の法律と実施方法を見直す。
- 2) デジタル経済発展のための環境を管理、促進、刺激するために、他の法律を遵守し、促進するための改正や新しい法律の制定を行う。
- 3) デジタルトランスフォーメーションを支援する法律を改正・制定する。
- 4) デジタル技術の導入に関する政策を策定し、デジタル技術の調達・導入への投資能力、 高速ブロードバンドインターネットへのアクセス・利用能力を促進する条件を整備する。 そして、かかる「10 年戦略」を細分化した国家デジタル経済発展のための「5 ヵ年計画」 (2021-2025 年) も合わせて策定されており、その作業計画1として、政策及び法令を発展 し、開発することが定められている。具体的には、以下の表のとおり3つの活動に分類されている。

No	活動	ステークホルダー
1	この国家デジタル経済発展ビジョン、戦略、計画を全国に	全セクター
	広める	
2	情報通信技術(ICT)及びデジタル技術に関連する法改正に	技術通信省、商工
	重点を置き、電気通信法(Law on Telecommunications)	省、財務省、公共事
	(改正)、サイバー犯罪法(Law on Cyber crime)、情報	業運輸省、中央銀行
	通信技術法(Law on Information and Communications	
	Technology)、インターネット・コンテンツ管理に関する決	
	定(Decree on Internet Content Management)、電波法	
	(Law on Radio Frequency)、電子商取引法、電子金融に関	
	連する法、電子決済法、物流に関連する法、その他必要な	
	法改正を行う。	
3	デジタル技術法(Law on Digital Technology)、デジタル変	技術通信省、公安省
	革法(Law on Digital Transformation)、サイバーセキュリ	
	ティ法(Law on Cyber security)、デジタル政府に関する法	
	令(Decree on Digital Government)、デジタル政府マスタ	

ープラン(Digital Government Master Plan)、国家標準化ソフトウェアフレームワーク(National Standardization Software Framework)、標準化、情報公開及び政府データ交換に関する法令(Decree on Standards, Disclosure and Government Data Exchange)、その他必要な法令など、デジタル経済及び現代政府の変革を支援するために必要な法令を制定する。

以上のとおり、ラオス政府は、デジタル経済推進戦略の第一の活動計画として法令等の整備を挙げており、この責務をその中心において受けた技術通信省は、早急に起草作業を進めているが、実際に機能し得るかどうかの精査、分析が未了のままであり、実務での不具合が明らかになればまた法律を改正し下位法令で補足すればよいと考えているようである。

第8 消費者保護法

1 法律の概要・所管官庁

消費者保護法(2010年第2号/国民議会)は、全9編、74か条からなり、2010年6月30日に成立、2010年7月20日に公布された⁸²。所管官庁は、商工省国内商事局消費者保護及びビジネス競争課(Ministry of Industry and Commerce, Domestic Trade Department, Consumer Protection and Competition Division)である⁸³。

(1) 見出し

- 第1編 総則(第1条-第8条)
- 第2編 消費者保護
 - 第1章 消費者保護の種類(第9条-第11条)
 - 第2章 商品の製造、輸入、販売、卸売とサービス(第12条-第13条)
 - 第3章 宣伝(第14条-第17条)
 - 第4章 ラベルの貼付と契約(第18条-第21条)
- 第3編 消費者保護業務の執行
 - 第1章 国家の消費者保護業務執行機関(第22条-第29条)
 - 第2章 消費者保護協会(第30条-第31条)
- 第4編 消費者と供給者の権利と義務
 - 第1章 消費者の権利と義務(第32条-第33条)
 - 第2章 供給者の権利と義務(第34条-第35条)
- 第5編 消費者と供給者の間の紛争解決
 - 第1章 紛争解決 (第36条-第37条)
 - 第2章 和解による解決 (第38条-第39条)
 - 第3章 調停による解決 (第40条-第47条)
 - 第4章 消費者保護業務執行機関による行政的解決(第48条-第52条)
 - 第5章 経済紛争解決機関又は国民裁判所による解決(第53条-第55条)
- 第6編 禁止事項 (第56条-第59条)
- 第7編 消費者保護業務の管理と検査
 - 第1章 消費者保護業務の管理(第60条-第61条)

⁸² 法文の邦訳について、JICA ラオス六法・前掲注 12 参照。

⁸³ 商工省ホームページについて、前掲注25。

第2章 消費者保護業務の検査(第62条-第64条) 第8編 功績者への報奨と違反者への措置(第65条-第72条) 第9編 最終規定(第73条-第74条)

(2) 概要

第1編(総則)において、他の法律同様、目的(第1条)、定義(第3条)、国家政策 (第4条)、消費者保護の基本原則(第5条)等の規定を置いている。

第2編(消費者保護)において、消費者保護は商品使用に対する保護(第10条)とサービス利用に対する保護(第11条)の2種類があることを定めている(第1章、第9条)。商品の製造については、関連部局が定めた条件、基準及び規則を遵守し、消費者の安全のほか環境の安全への配慮を保障することを規定する(第12条)。商品の輸入、販売、卸売及びサービスについても、条件、基準の順守のほか、価額が合理的であり消費者を侵害しないことを規定している(第13条)。また、商品やサービスの宣伝方法についても規定があり(第14条以下)、宣伝のためには情報文化関係当局に許可を申請しなければならないと規定されている(第15条)。更に、ラベル貼付の方法についても規定があり、ラオスにおいて企業登録をしている企業の商品についてはラオス語で正確にラベルを貼付する必要があるとされている(第18条以下)。

第3編(消費者保護業務の執行)において、国家における消費者保護業務執行機関は(第1章)、商業工業分野、保健分野、農林森林分野及び科学技術分野の4つからなり(第22条、各分野について第23条から第26条に記載)、各執行機関が基準を整え、商品、サービス、宣伝、ラベルその他関連する書類を検査することとなる(第27条)。消費者保護協会(第2章)は非営利の社会組織として消費者の権利及び利益の保護を使命とし(第30条)、消費者を代表して紛争解決を図ったり、消費者保護業務執行を支援したりする役割を負う(第31条)。後述のとおり、下位法令により具体化されているが、協会の設立は進んでいないようである。

第4編(消費者と供給者の権利と義務)において、消費者は、その権利として商品とサービスの利用の際に、生命、健康及び財産への安全を保障され、質を伴わない、又は基準を満たさない商品とサービスの利用による生命、健康又は財産への影響による損害に対して補償を受ける等の権利を有する。他方、関係担当官に対し、質の伴わない、基準に満たない商品とサービスについて情報を提供する等の義務を負う。供給者は、商品に関して価格を決めて売買を行い、サービスを提供し、その宣伝を行う等の権利を有する。他方、自身が提供した、質を伴わない、基準に満たない製造物、商品、サービスによって生じた損害に対して責任を負う等の義務を有する。

第5編(消費者と供給者の間の紛争解決)において、和解、調停、消費者保護業務執行機 関、経済紛争解決センター、裁判所による解決があるものと規定し、それぞれについての解 決手続について規定している。

第6編(禁止事項)として、消費者及び供給者は、それぞれ質の低い商品やサービスを推奨 又は提供したり、不当又は誇大な宣伝をしたり、不公正な契約を締結したり、偽造された書 類を使用したり、といったことが禁止される。

第7編(消費者保護業務の管理と検査)において、管理及び検査機関は、商工省を中心機関として、保健省、農林省、国家科学技術機関その他の部局が連携して構成されると規定される(第60条、第62条)。また、検査の方法として、年2度の定期検査のほか、事前通告検査又は抜打ち検査を実施して消費者保護に関連する書類と現場の検査を行うとされる(第64条)。

最後に、他の法律と同様、第8編(功績者への報奨と違反者への措置)と第9編(最終規定)を置く。

2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等

聴取(別冊1第6-3)及びインターネット上での調査によれば、消費者保護法の下位法令及びガイドラインには、消費者保護業務機関に関するものとして、「消費者保護業務機関の設立に関する商工大臣決定」(2012年第1746号/商工省)、消費者保護協会に関するものとして、「消費者保護協会に関する首相令」(2017年第238号/首相)及び、これを具体化した「消費者保護協会の設立・活動に関するガイドライン」(2020年第707号/商工省)が存在する。かかる「消費者保護協会に関する首相令」とその「ガイドライン」では、消費者保護協会は、消費者保護協会に関する市民関与を促進するものであり、商品及びサービスに関する問題について消費者への助言、支援、紛争における消費者の代理等の権限を有することが規定されている。また、協会の要件に関して、その活動範囲として3つの領域があり、それに対応する会員要件があり、全国規模の協会は、会員数が25名以上、県レベルでは最低15名、地区レベルでは最低10名と規定している。ラオス国民のみが国内の消費者保護協会を管理できる。また、消費者保護協会は、金融機関等からの借入や融資を受けることはできない一方、個人、法人、国内外の機関からの資金の拠出を受けることを認めたうえ、協会の目的に沿った使用が要求されている。また、協会は、6か月ごとに、協会の状況、運営、収支について報告書を商工当局に提出しなければならないとされている。

また、商品ラベルに関連するものとして、「商品ラベルに関する大臣命令」(2015 年第 2501 号/商工省)及び「同命令の実施に関する通達」(2016 年第 281 号/商工省)がある。 かかる「商品ラベルに関する大臣命令」及び「通達」では、商品の流通前にラオス語表示のラベル貼付を徹底しその運用を浸透、普及させるための措置が講じられている。各県レベルの商工当局が生産者、輸入業者、卸売業者、小売業者に対し、ラオス語ラベルの貼付を指導し、業者らはこれに従い、製品を検査、記録し、商品の流通まで定期的に監視することが求められている。ラベルの内容は、商品の種類、登録商標、業者の所在地、生産国、価格、量、品質、容量、成分、含有比率、使用上の注意、製造年月日、使用期限と規定されている。例外となる商品は、再輸入用の輸入品、お土産、生鮮食品、包装無しの調理済み食品、直販品、包装のない原材料などである。違反の場合は、最初は警告と違反記録のみで、その後は行政罰が課されることとなる。

更に、商品やサービスの価格に関して、「商品及びサービス価格の管理に関する首相令」 (2010 年第 474 号/首相) が存在する。この首相令は、価格の安定を維持し、事業者及び消費者の権利と利益、並びに国家の利益を保護することを目的として、商工当局より構成される価格管理機構が商品価格とサービス料を管理することを定めている。事業者は、管理価格リストにある商品・サービスを除き、市場メカニズムに基づいて価格を決定する等の権利を有する。他方、リストに関する各期、6か月、年次の財務報告書を関連する価格管理機関に送付する義務、価格管理機関による価格管理基準に従う義務、商品価格とサービス料に関する価格表を店舗、商品取引所又はサービスを提供する場所に固定して表示し、価格を明確にし、利用者に妨害を与えてはならない義務を負う。

なお、消費者保護に関連する法令として、中央銀行が所管する「金融サービスにおける消費者保護政令」(2020年第225号/政府)、「電気通信及びインターネットサービスにおける消費者保護決定」(2020年第1061号/郵便電気通信省)が存在する。

3 運用の実態

.

聴取(別冊1第6-3)によれば、運用上の問題として、商品ラベルに関してラオス全国で 浸透してきたものの、いまだ順守されない例があること、消費者保護協会の設立が依然進ん でいないことが指摘された。消費者保護法の内容に関する問題点の指摘はなかったが、他の 機関による業務との整合性、統一性を取りながら 2026 年から 2030 年に向けて改正していく とのことである。

2017年当時ではあるが、商工省国内商事局は、消費者保護に関する国民の認識を向上させることを課題として認識していたようである⁸⁴。そのため、商工省が政府職員やビジネスセク

⁸⁴ ASEAN Committee on Consumer Protection (ACCP), *National Awareness Campaigns Lao PDR* (October 3, 2017) < <u>Information on National Information Campaigns in Lao PDR (aseanconsumer.org)</u>>, accessed on February 28, 2024.

ターに対しワークショップやメディア等を通じて消費者保護の重要性を広報し、商品ラベルの貼付の必要性などについて普及させることに注力する計画を立案していた。その結果として、上記のとおりラオス市場におけるラベル貼付の浸透につながってきたものと思われる。

また、2023 年 9 月における ASEAN 事務局の消費者紛争解決に関するレポートは⁸⁵、他の ASEAN 各国及び国際的なスタンダードとの比較において、ラオスにおける紛争解決及び消費 者救済メカニズムの有無、ニーズ、運用の実態等について分析し、運用上の課題を明確にしている。以下の表 1 及び表 2 は、かかるレポートのラオス記載部分のみを抽出し、調査実施者が翻訳の上要約したものである。

⁸⁵ The ASEAN Secretariat, *The Regional Report on Needs and Gaps of Consumer Dispute Resolution in ASEAN* (September 30, 2023) < Read Publication The Regional Report on Needs and Gaps of Consumer Dispute Resolution in ASEANASEAN Consumer >, accessed on February 28, 2024.

(表1) ラオスにおける消費者救済システムの有無

	消費者救済システムの構成要素	ラオスに存在
		するものは✔
1	消費者保護に関する一般法の存在	1
2	国の消費者保護機関の存在	1
3	非政府消費者団体の存在	
4	法律で消費者の権利として明確に認められた救済措置	1
5	事業者による内部苦情処理に関する規制要件	1
6	事業者及び消費者間の紛争に対する裁判手続の利用可能性	1
6. 1	少額訴訟裁判所の存在	
6. 2	消費者事件専門の裁判所の存在	
6. 3	消費者事件又は少額訴訟に関する特別な/別個の迅速な/簡易な手続	
	の利用可能性	
7	事業者及び消費者間の紛争に対する裁判外手続の利用可能性	1
7. 1	調停	1
7. 2	仲裁	1
8	事業者及び消費者間の紛争に対するその他の裁判外手続メカニズム	1
8. 1	オンブズマン	
8. 2	セクター規制/紛争解決機関	1
8. 3	電子商取引のための特別/別個のメカニズム	1
8. 4	その他	1
9	事業者及び消費者間の紛争のためのオンライン紛争解決の要素	
10	消費者虐待に対処するための政府の措置	1
11	集団訴訟(コレクティブアクション)の可能性	
12	国境を越えた紛争に対処するための特別メカニズム・手続	
13	補償と救済	1
14	懲罰的損害賠償	
ÿ } ≠∃⊓		•

注記

(7. 事業者及び消費者間の紛争に対する裁判外手続について)

調停について、商工省国内商事局、村落機関紛争解決委員会、司法省下の経済紛争解決機 関のほか、登録された消費者保護協会が調停人となるが、報告時点(2023年9月時点)で 登録された消費者保護協会は存在しない。また、県又は地区レベルの消費者保護業務機関 に対し紛争解決の申立てをすることができる。

(11.集団訴訟の可能性について)

消費者保護法は、消費者保護協会が消費者の代表として集団訴訟の代理人となる可能性を 規定するが、上記のとおり報告時点(2023年9月時点)で登録された消費者保護協会は存 在しない。

(13. 補償と救済について)

裁判所の決定又は判決に基づく補償のほか、行政措置として再教育、指導、行政罰等がある。

(表 2) ラオスにおける消費者紛争解決システムにおけるニーズとのギャップ及び ASEAN 事務局による提言

ニーズとのギャップ

- ・救済メカニズム:多くの事業者が内部苦情処理窓口を備えていない。
- ・リソースと能力:消費者保護業務機関は紛争解決のため人材と能力を欠く。
- ・組織環境:組織間又は部門間での調整機能が弱い。関連機関における紛争解決における メカニズムは効果的ではない。

提言

- ・責任機関間の調整を合理化し、各機関の救済メカニズムの存在と実施を確保するととも に能力を構築する。
- ・事業者の内部紛争解決メカニズムの確立を促進する。
- ・少額訴訟裁判所と裁判外紛争解決メカニズムを構築する。
- ・消費者保護協会を設立する。
- ・消費者の権利とその行使方法について消費者を教育するための公共キャンペーンを実施 する。